

子どもの各種法定年齢をめぐる一般人の法意識

齋藤 宙治

キーワード：子どもの法的地位，法定年齢，少年法年齢，法意識の構造，質問票調査

〈要旨〉

近時、子どもと大人の境目に位置する各種法定年齢について、20歳から18歳への引き下げの議論が活発になっている。本稿では、筆者が一般人800人を対象に実施した法定年齢をめぐる法意識調査の結果を報告する。各種法定年齢（ひいては子どもの法的地位）をめぐる人々の法意識の現状と、その法意識の背後の構造（社会的態度や属性）を解明しようとする研究である。主な知見として、①人々の法意識の観点からは、法定年齢の項目は「政治参加に関する年齢」「結婚・契約に関する年齢」「刑事司法に関する年齢」「歓楽に関する年齢」という4カテゴリーに分類されることが明らかになった（因子分析）。法意識の構造として、②「法規範の対象事項に関する態度」「子どもに関する態度」「その他の一般的な社会的態度」という3種類の社会的態度すべてが、法定年齢をめぐる態度に影響しているという構造モデルを示せた。③個別の法定年齢に関して、少年法年齢を低く志向する態度の背後には、犯罪に対する厳格な態度や子ども嫌いの感情などの社会的態度が存在すること、自身に子がない者のほうが少年法年齢を低く志向する傾向があること（子どもの可塑性の認知の欠如に起因する）などがわかった。

I はじめに

1 研究の概要

本稿では、筆者が実施した法定年齢についての法意識調査の結果を分析する。子どもと大人の境目に位置する各種法定年齢（ひいては子どもの法的地位）をめぐる人々の法意識の現状と、その法意識の背後の構造（社会的態度や属性）を解明しようとする研究である。

なお、本研究では、「法意識」¹⁾という言葉を法心理学の定義で用いる。一言でいえば「法と法システムに対する態度」（松村 2009），より詳細には「法に関するさまざまな問題について、人々が持つ知識や考え方、それに行動への方向づけを含む社会的態度」（木下 2006）のことを指す。「態度」とは、対象に関する「好みや評価的な判断に

謹呈

これは、学術雑誌に掲載された拙稿を、関係者各位に謹呈するために、著者自身が手作業で複写したものです。
著作権法の範囲内で、かつ、学術目的及び教育目的に限ってご利用ください。

齋藤 宙治（2018）

「子どもの各種法定年齢をめぐる一般人の法意識」
法社会学 84号 203-240頁（「日本法社会学会」学会誌）

に基づいた心理的な傾向」(=好みや知識や信念の体系)のことである(池田他 2010: 139-140)。

2 研究の背景

近時、各種法定年齢について20歳から18歳への引下げの議論が活発になっている。選挙権年齢については、2015年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し(2016年6月施行)、すでに18歳選挙権での選挙が実施されている。成年年齢についても、成年年齢・結婚年齢を18歳に統一する民法改正案が近く国会に提出され、数年後をめどに施行される見込みのようである(日本経済新聞、2017.1.21付及び2017.3.2付など)。少年法年齢についても、2017年3月に少年法・刑事法(少年年齢・犯罪処遇関係)部会が設置され、法制審議会での議論が開始されている。

なぜ、各種法定年齢をめぐる議論が急に活発化したのか。その発端は、2007年5月に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律(以下「国民投票法」)で、国民投票権の年齢を18歳以上と定めたことにある(経緯の詳細については、天池 2015 や宮下 2009などが詳しい)。その附則において、18歳以上20歳未満の者が新たに国政に参加できるように、施行日までの3年間の経過期間の間に「選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるもの」(附則3条1項)としたのが発端である。結局、経過期間中にこの「必要な法制上の措置」が講ぜられないまま、同法が施行されてしまったものの、2014年6月に国民投票法が改正され、2018年6月から18歳国民投票権に移行することと(改正後附則2条)、それまでに速やかに「必要な法制上の措置」を講ずることが改めて確認された(改正後附則3条)。

各種の法定年齢の引下げは、その対象となる10代の青少年の法的地位に大きな影響を与える重大な法改正である。本来は青少年の法的地位をめぐる立法事実(例えば、近時の青少年の成熟度の変化、社会のニーズや世論の変化といった社会的事実・証拠)に基づいて、慎重に検討されるべき事柄である²⁾。にもかかわらず、改憲の際に有利になるだろうという与党(第1次及び第2次安倍晋三内閣)の政治的思惑によって18歳に国民投票権が付与されたことが既成事実となり、選挙権・成年年齢の引下げの検討がなし崩し的に進んできた。さらにドミノ倒しのような形で、少年法年齢などその他の様々な法定年齢についても引下げの議論が起こるに至っている。立法事実がないままに、青少年の法的地位が大きく変えられてしまうおそれが生じている。

このような現状と経緯に鑑みて、各種法定年齢の引下げ(ひいては10代の青少年の法的地位の体系的なあり方)を検討するための立法事実の把握・提供が急務となってい

る。

3 過去の世論調査等

特定の項目について18歳法定年齢の賛否を質問する世論調査の類は、新聞社等によりこれまでにも多くなされている。表1(次頁)は、そのような過去の世論調査等の主な結果を整理したものである³⁾。ただし、調査ごとに調査仕様が異なるので⁴⁾、あくまでも世論の傾向をごくおおまかに把握するためのものである。

平均値と標準偏差を見ると、過去の世論調査等のおおまかな傾向は次のとおりである。まず、選挙権については、18歳選挙権に賛成する人々の割合は4~6割程度と賛否が拮抗している。被選挙権については、現行年齢からの(一定の)引下げへの賛成は2~3割であり、18歳への引下げとなると賛成は0.5割程度である。民法上の成年年齢については、賛成が3~4割程度であり、やや反対のほうが強い。そして、契約年齢・結婚年齢という具体的な質問をする場合には、成年年齢という抽象的な質問をする場合よりも賛成割合がさらに低くなる。契約年齢については賛成が1~2割程度で、結婚年齢については賛成が2~3割程度である。圧倒的多数が賛成する項目として、少年法年齢については、18歳への引下げ賛成が7~9割にも達する。飲酒・喫煙については、賛成割合は高くない。飲酒年齢については賛成が2~3割程度であり、喫煙年齢については賛成が1~2割程度である。

もっとも、これらの世論調査等の結果の信頼性に関する若干の懸念として、質問文の文言が不十分なものが散見される。例えば、「民法の成人」年齢(調査⑩)や「少年法が適用される年齢」(調査⑪)という文言だけでは、これらの年齢が具体的に何を意味するのか、一般人の回答者には正確に理解できなかっただろうと思われる。特に、少年法年齢引下げについては、刑事责任年齢と少年法年齢を誤解して回答したために、賛成が圧倒的多数という結果になった可能性があるようにも思われる。

4 研究の目的と意義

本研究は、各種法定年齢をめぐる法意識及びその構造に焦点を当てた本格的な実証的研究である。筆者の知る限り、同様の研究は国内にも海外にも見当たらない。

本研究の1つ目の特徴は、様々な法定年齢の項目を網羅的に取り扱うことで、法定年齢の項目横断的な分析(特にカテゴリー分け)を可能にした点にある。さらに、多変量解析によって、法定年齢をめぐる法意識の背後の構造(社会的態度・属性)の解明を試みる点に2つ目の特徴がある。

本研究の目的・意義は次の2つに大別される。

(1) 学術的目的と意義

表1：新聞社等による世論調査・意識調査の結果（18歳法定年齢への賛成割合（%））

| 調査 | 調査対象者 | 回答数 | 選挙権 | 被選挙権 | 成年年齢 | 契約 | 結婚 | 少年法 | 飲酒 | 喫煙 |
|---------------------------|---------------------------|-------|-------|-------|------|----|----|-----|----|----|
| ① 毎日新聞, 2017.2.20付 | 18歳以上 | 1011 | — | — | — | — | — | 72 | — | — |
| ② 每日新聞, 2016.12.22付 | 18歳以上 | 1383 | 50 | 23(4) | — | — | — | — | — | — |
| ③ 福井県(2017), 2016.10.11実施 | 福井県の高校3年生, 大学・短大1, 2年生 | 6387 | 48 | — | — | — | — | — | — | — |
| ④ 埼玉大(2017b), 2016.9実施 | さいたま市の中学生 | 1400 | 56 | 33(7) | — | — | — | — | — | — |
| ⑤ 滋賀県(2016), 2016.7-9実施 | 滋賀県の高校2年生 | 12563 | 38 | — | — | — | — | — | — | — |
| ⑥ 読売新聞, 2016.8.13付 | 18歳, 19歳 | 893 | 69 | 31 | — | — | — | — | — | — |
| ⑦ 埼玉大(2016), 2016.8実施 | さいたま市の18歳以上 | 622 | 55 | 26(4) | — | — | — | — | — | — |
| ⑧ 埼玉大(2017a), 2016.7実施 | さいたま市の高校生 | 948 | 52 | 30(5) | — | — | — | — | — | — |
| ⑨ 読売新聞, 2016.5.12付 | 20歳以上 | 2000 | 45 | — | — | — | 27 | 86 | 23 | — |
| ⑩ 読売新聞, 2016.5.12付 | 18歳, 19歳 | 2000 | 35 | — | — | — | 22 | 78 | 32 | — |
| ⑪ 朝日新聞, 2016.4.8付 | 18歳, 19歳 | 2109 | 52 | 23 | 27 | — | — | 71 | 35 | 15 |
| ⑫ 読売新聞, 2015.10.3付 | 20歳以上 | 1991 | — | — | 46 | 13 | 28 | 88 | 23 | 17 |
| ⑬ 宮崎県(2015), 2015.10実施 | 宮崎県の高校生 | 30632 | 36 | — | — | — | — | — | — | — |
| ⑭ さいたま市(2016), 2015.9実施 | さいたま市の高校生 | 925 | 46 | — | — | — | — | — | — | — |
| ⑮ 毎日新聞, 2015.7.7付 | 20歳以上 | 1036 | — | — | 44 | — | — | 80 | 24 | 24 |
| ⑯ 日本経済新聞, 2015.3.23付 | 20歳以上 | 1494 | 49 | — | — | — | — | — | — | — |
| ⑰ 朝日新聞, 2015.3.17付 | 20歳以上 | 1921 | 48 | — | 43 | — | — | 81 | — | — |
| ⑱ 読売新聞, 2015.3.9付 | 20歳以上 | 1045 | 51 | — | — | — | — | 83 | — | — |
| ⑲ 読売新聞, 2014.7.5付 | 記載なし | 記載なし | 48 | — | 35 | — | — | — | — | — |
| ⑳ 日本経済新聞, 2014.6.8付 | 20代～60代 | 1000 | — | — | 34 | — | — | — | — | — |
| ㉑ 朝日新聞, 2014.4.22付 | 20歳以上 | 1756 | 44 | — | — | — | — | — | — | — |
| ㉒ 内閣府(2013), 2013.10実施 | 18歳以上 | 3119 | — | — | — | 19 | — | — | — | — |
| ㉓ 金沢市(2013), 2012.7実施 | 金沢市の大学生 | 359 | 46 | — | — | — | — | — | — | — |
| ㉔ 日本経済新聞, 2009.8.24付 | 15歳～69歳 | 1000 | 53 | — | 41 | — | — | — | — | — |
| ㉕ 朝日新聞, 2008.12.10付 | 20歳以上 | 2074 | 38 | — | 37 | — | — | 81 | — | — |
| ㉖ 内閣府(2008), 2008.7実施 | 18歳以上 | 3060 | — | — | — | 19 | — | — | — | — |
| ㉗ 読売新聞, 2008.4.20付 | 20歳以上 | 1753 | 46 | — | 36 | 10 | 21 | 76 | 17 | 11 |
| ㉘ 読売新聞, 2008.3.7付 | 10代～30代 | 517 | 53 | — | 30 | — | 33 | — | 28 | — |
| ㉙ 日本経済新聞, 2008.3.3付 | 20歳以上 | 1032 | — | — | 43 | — | — | — | — | — |
| ㉚ 毎日新聞, 2008.3.3付 | 20歳以上 | 1043 | — | — | 36 | — | — | — | — | — |
| ㉛ 日本経済新聞, 2007.12.2付 | 20歳以上 | 1000 | 25 | — | 49 | — | — | 84 | — | — |
| 平均値 | | 47 | 28(5) | 39 | 15 | 26 | 80 | 26 | 17 | |
| 標準偏差 | | 8 | 4(1) | 6 | 5 | 5 | 6 | 6 | 5 | |
| N | | 23 | 6(4) | 13 | 4 | 5 | 10 | 7 | 4 | |

注) 選挙権、成年年齢、契約、結婚、少年法、飲酒、喫煙の各項目については、いずれも法定年齢を18歳とすることに賛成する者の割合（%）を掲載。被選挙権については、法定年齢を「現行よりも引き下げる」と「18歳まで引き下げる」との賛成割合もわかる場合は、括弧内に掲載。賛成割合の結果が整数のみで表記されている調査も多かったため、表中の数値はすべて整数（小数点以下四捨五入）で統一した。

なお、賛否に関する具体的な質問の仕方は調査によってまちまちである。大半の調査は賛成か否かを二択で質問する形式であったが、複数の選択肢がある場合には、筆者が適宜選択肢を統合して整理した。一例として、賛成割合の算出に際して、調査②などについて、18歳で選挙権を持つことは「ちょうどいい」と思うと「悪い」と思うの2つの選択肢の回答割合を合計し、調査㉖などについて、18歳とすることに「賛成である」と「どちらかといえば賛成である」の2つの選択肢の回答割合を合計した。

調査対象者は、地域の限定がないものはすべて全国規模。

各項目の平均は、当該項目を含む調査（N件）の単純平均をとったもの。メタ分析や加重平均ではない。

第一に、学術的な目的として、各種法定年齢（ひいては子どもの法的地位）をめぐる人々の法意識の解明に向けた構造モデルを提示することである。子どもの法的地位をめぐる法意識については、単純集計⁵⁾の世論調査等以外には先行研究がない探索的な段階にあるため、まずその分析枠組みを構築することが目的である。本研究が提示す

る構造モデル（後掲図1）は、子どもの法的地位をめぐる法意識研究の今後の羅針盤となりうるものであり、重要な学術的意義がある。

(2) 社会的な目的と意義

第二に、政策提言につながるより実践的な目的として、個々の法定年齢についての人々の法意識とその背後にある社会的態度・属性を解明すること自体も目的とする。前記2のとおり、立法事実の把握が急務となっている中で、個々の法定年齢（特に直近で議論が進んでいる少年法年齢）の検討に際して参考になるデータ（立法事実）を多少なりとも提供したいということである。

法意識研究の社会的意義をより具体的に整理すると、次のとおりである。

まず、人々の表層的な法意識の全体傾向を解明することには、立法事実の一つとして当該法制度の「国民的基盤」（太田 2015）を把握するものとして意義がある。すなわち、民主主義国家である以上、法の創造・修正は民意に支持されていることが望ましい。法制度の安定性の観点からも、法意識の全体傾向の多数派の意向に沿った法制度のほうが、社会に受け入れやすく基本的には望ましいといえよう。しかし他方で、司法や法制度は常に単純に多数派の希望を反映させればよいというものでもない。法の創造・修正に際しては、規範的議論も十分に尽くす必要がある。そうしたところ、人々の法意識の背後にある社会的態度や属性といった法意識の構造を解明することには、より深い規範的議論のために参考になる立法事実を提供するものとして意義がある。

これを法定年齢というテーマにあてはめると、法制度の安定性の観点からは、人々の多数派の意向に沿った法定年齢の方が、基本的には社会に受け入れられやすく望ましい。しかし他方で、当該法意識の背後の構造いかんによっては（例えば、子ども嫌いの感情が強い者ほど、少年法年齢を低く志向する傾向がある場合など（後掲表8参照））、慎重な規範的議論を展開していく必要があろう。

II 方 法

1 調査参加者

筆者は、調査会社（一般社団法人中央調査社）を通じて、オンライン調査パネルの登録モニター（国内の一般人）⁶⁾を対象に「若者と法についての意識調査」と題する質問票調査を実施した。15歳から69歳までを対象とし、性別及び年代別に回収目標件数を設定し（比例割当による層化抽出法）、計800人から回答を得た。そのうち、社会的態度に関する全42質問（後述のQ5）すべて同一番号を選択した18人については、

回答の信頼性に懸念があるため除外し、計 782 人分のデータをサンプルとして用いた。

調査の実施時期は、2017 年 2 月 21 日から 24 日である。実施の約 1か月前には、成年年齢引下げの民法改正案が国会に提出される見込みであるとの報道（日本経済新聞、2017.1.21 付など）や、少年法年齢引下げの是非が法制審に諮問されるとの報道（毎日新聞、2017.1.31 付など）が相次いでなされており、各種法定年齢をめぐる国民の関心が高まっていたと思われる時期の実施であった。他方で、実施前の 1 ヶ月間においては、筆者の認識する限り、特段センセーショナルな少年犯罪の報道は見られなかつた。

2 質問票の設計

質問票の構成は次のとおりである。なお、質問票自体は、筆者のウェブサイトにて資料公開している（本稿末尾〔資料〕参照）。

(1) デモグラフィック属性その 1

まず冒頭で、層化抽出のスクリーニングのために、回答者の性別、年齢、居住地（都道府県）を質問した。また、本稿では取り扱わないが、Q1 及び Q2 として、「10 代の若者の権利・自由」及び「10 代の若者の義務・責任」について思い浮かぶことを自由回答形式で回答してもらった。

(2) Q3（26 項目の理想年齢）

次に、Q3 として、法定年齢に関する計 26 項目について年齢による基準を「何歳にするのがもっともよい」と思うか（以下、本稿では「理想年齢」と呼ぶ）を質問した。26 項目の一覧は後掲表 2 のとおりである。26 項目には、選挙権年齢、結婚年齢、少年法年齢のみならず、様々な項目を網羅的に含めた。過去の世論調査のような「現行年齢からの引下げに対する賛否」の質問ではなく、各項目の「理想年齢」を数字で質問する形式とした。多様な項目の横断的な計量分析を可能にするためである。

質問に際しては、現行の法定年齢を気にせずに回答してほしい旨の注記を付した。現行制度に関する知識を質問するものではないことを強調するとともに、現行制度の知識によるアンカリング効果を薄めるためである⁷⁾。

また、一般人に法的意味がわかりにくいと思われる項目については、補足説明を付した。特に、過去の世論調査で回答者が意味を把握せずに回答したのではないかと懸念された少年法年齢（前記 I 3 参照）については、「事件が特に重大な場合に、刑事罰が可能になる年齢」（刑事責任（以上））と「事件が重いか軽いかにかかわらず、常に刑事罰の対象となる年齢」（少年法年齢（未満））の区別が明確になるように説明文と

図を用いて丁寧に説明したうえで、両者それぞれの理想年齢について質問した。

(3) Q4（子どもの属性に関する実験）

Q4 では、Q3 の 26 項目のうち主要な 8 項目（一覧は後掲表 15）について、「X が 16 歳（または 18 歳）のときに法律上認めてもかまわないか」についての意見をそれぞれ 1 「まったくそう思わない」から 6 「強くそう思う」まで 6 件法で質問した。X は「あなたの息子」「あなたの娘」「よその家の男子」「よその家の女子」の 4 バージョンを用意して、回答者を無作為に割り付けた（性別及び年代別の比例割当）。具体的な質問文の例：「あなたの息子に、国の選挙権を与えててもかまわない（衆議院議員の選挙で投票できるようにしてもかまわない）と思いますか」「あなたの息子が 16 歳と 18 歳のときについて、それをお答えください」。

すなわち、各項目を 16 歳または 18 歳の子どもがおこなうことへの受容の態度を目的変数とし、子どもの自他性（自分の子ども、よその家の子どもの 2 水準）と子どもの性別（男女の 2 水準）を要因とする、完全無作為 2 要因デザインのサーベイ実験をおこなった。なお、設計段階では、200 人 × 4 バージョンのバランス型デザインを意図していたが、上記 1 のとおり分析段階で 18 人をサンプルから除外したため、結果的にアンバランス型デザインとなった（4 バージョンのサンプルサイズは、順に 196 人、193 人、197 人、196 人）。

(4) Q5（42 項目の社会的態度）

Q5 では、各種法定年齢をめぐる回答者の態度に影響を与える可能性があると事前に推測した社会的態度 42 項目（一覧は後掲表 5）について、6 件法で質問した。仮説モデル（後掲図 1）に従って、当該法規範の対象事項に関する態度、子どもに関する態度、一般的な社会的態度の 3 種類の態度を含めた。42 項目（表 5）のうち、政治①②は原田（2002）、結婚②は東（1990）、犯罪①②は板山（2012）、性①②は和田・西田（1992）、子ども⑦はベネッセ（2009）、子ども⑧は同（2013）、差別①は日本家族社会学会（2009）、差別②は鈴木（1994）、差別③④は和田（1996）、差別⑤⑥は神原（2012）、差別⑦⑧は杉浦他（2014）、その他①②は山口他（1988）、その他③④は東（1990）、その他⑤⑥は日本文化会議（1973）及び松村他（2006）、その他⑦⑧は松村他（2006）の尺度から項目を抜粋し、一部文言を調整したものである。子どもに関する態度については、本研究で参考にできるような社会心理学等の分野の先行研究があまり見当たらなかったため、子ども⑦⑧以外の質問文は筆者が自作した。

なお、開発済みのまとまった心理尺度のうちの一部の質問のみを抜粋して用いる方法では、人の心理を厳密に測定することはできない（村上 2006 など参照）。しかし、

本研究ではその欠点を承知のうえで、1つの態度項目の質問数を原則1つに絞って、なるべく多様な態度について広く薄く質問する方針とした⁸⁾。その理由は主に3つある。第一に、各種法定年齢をめぐる法意識の構造研究は過去に例のないものであり、現段階では、特定の態度に焦点を当てるよりも、探索的に多様な態度による影響を探ることが望ましいと考えたためである。第二に、上述のとおり子どもに関する態度については本格的な尺度がそもそも開発されていないためであり、第三に、現実的な予算上の質問数の制約があったためである。

(5) デモグラフィック属性その2

最後に、回答者の属性について、学歴、法学政治学の教育歴、婚姻歴、職業、配偶者の職業、世帯収入、息子・娘の人数・年齢を質問した。

III 結 果

1 分析①——理想年齢の基本統計量

最初に、法定年齢をめぐる人々の法意識の全体傾向を把握するべく、各種法定年齢の理想年齢(Q3)の回答結果を整理する。

(1) 人々の理想年齢

Q3の26項目について、サンプル全体の理想年齢の基本統計量を一覧にまとめたものが表2である。各項目の現行の法定年齢(及びその根拠法令)も掲載した。留意点として、各項目で、0あるいは50以上の数値の回答があった場合には、異常値として除外した(除外した件数は除外数として付記)⁹⁾。これは、0あるいは50以上の年齢を記入した回答者は、当該項目については「年齢を問わず許すべきだ」または「年齢を問わず許すべきではない」などのように、法定年齢とは異なる別の強い信念を持っていると推測される。そのため、法定年齢に関する理想年齢の量的変数として取り扱うのは不適切だと判断したからである¹⁰⁾。

主な結果として、まず、選挙権の理想年齢については、国(衆議院)・市町村(市町村議会、市町村長)レベルともに、中央値は18歳(平均値は約19歳)であった。したがって、選挙権年齢の20歳から18歳への引下げは、人々の法意識の全体傾向におおむね整合する制度改正であったといえる。

次に、前述のとおり、結婚年齢は近く民法改正によって、親の同意の有無に関係なく男女ともに18歳に統一される見込みである。そうしたところ、結婚年齢の理想年齢は、親の同意がある場合には男女ともに中央値は18歳(平均値は約18歳)、親の同意がない場合には男女ともに中央値が20歳(平均値は約19歳)であった。したがつ

表2：各種法定年齢の理想年齢の基本統計量

| | 中央値 | 平均値 | 標準偏差 | 最小値 | 最大値 | N | 除外数 | | 根拠法令 |
|--------------|-----|-------|------|-----|-----|-----|-----|--------|------------------------|
| | | | | | | | 0 | 50-100 | |
| 選挙権(国) | 18 | 19.04 | 2.02 | 10 | 30 | 782 | | 18 | 公職選挙法9条1項(2015年改正) |
| 選挙権(市町村) | 18 | 19.23 | 2.87 | 8 | 46 | 782 | | 18 | 公職選挙法9条2項(2015年改正) |
| 被選挙権(国) | 25 | 25.13 | 4.95 | 15 | 45 | 782 | 25 | (*)1 | 公職選挙法10条1項1号 |
| 被選挙権(市町村) | 25 | 24.84 | 5.11 | 15 | 45 | 782 | 25 | | 公職選挙法10条1項5号6号 |
| 住民投票 | 18 | 19.32 | 3.26 | 10 | 40 | 782 | ※ | (*)2 | 各地方自治体の住民投票条例 |
| 刑事责任 | 15 | 15.20 | 3.17 | 4 | 30 | 773 | 9 | 14 | 刑法41条 |
| 少年法(未満) | 16 | 15.72 | 3.00 | 5 | 30 | 774 | 8 | 20 | 少年法2条1項 |
| 結婚(男性・親同意あり) | 18 | 17.99 | 1.58 | 10 | 30 | 782 | | 18 | 民法731条、737条1項、4条 |
| 結婚(女性・親同意あり) | 18 | 17.76 | 1.59 | 10 | 30 | 782 | | 16 | 民法731条、737条1項、4条 |
| 結婚(男性・親同意なし) | 20 | 19.36 | 1.99 | 10 | 32 | 781 | 1 | 20 | 民法731条、737条1項、4条 |
| 結婚(女性・親同意なし) | 20 | 19.19 | 2.01 | 10 | 32 | 782 | | 20 | 民法731条、737条1項、4条 |
| 契約 | 20 | 19.41 | 2.23 | 10 | 30 | 782 | | 20 | 民法5条、4条 |
| 養親 | 25 | 24.55 | 6.22 | 1 | 45 | 773 | 7 | 2 | 民法792条、4条 |
| 遺言書 | 20 | 20.65 | 6.36 | 1 | 45 | 757 | | 15 | 民法961条 |
| 中弛 | 19 | 19.03 | 2.87 | 10 | 40 | 772 | 8 | 2 | ※(*)3 |
| 輸血 | 18 | 16.78 | 4.09 | 1 | 35 | 723 | 58 | 1 | ※(*)4 |
| 飲酒 | 20 | 19.34 | 1.65 | 7 | 30 | 782 | | 20 | 未成年者飲酒禁止法1条 |
| 喫煙 | 20 | 19.75 | 2.49 | 2 | 40 | 769 | 1 | 12 | 未成年者喫煙禁止法1条 |
| 運転(バイク) | 18 | 17.54 | 1.91 | 12 | 40 | 782 | 16 | (*)5 | 道路交通法88条1項1号 |
| 運転(普通自動車) | 18 | 18.24 | 1.41 | 12 | 30 | 782 | 18 | (*)6 | 道路交通法88条1項1号 |
| 競馬 | 20 | 19.56 | 2.38 | 7 | 40 | 776 | 6 | 20 | 競馬法28条、民法4条 |
| バチンコ | 20 | 19.63 | 2.85 | 2 | 40 | 773 | 9 | 18 | 風営法18条、2条1項4号 (*)7 |
| 労働 | 16 | 15.90 | 1.97 | 6 | 30 | 780 | 2 | 15 | (*)8 労働基準法56条1項 |
| ボルノ購入 | 18 | 18.32 | 2.27 | 7 | 35 | 780 | 2 | 18 | (*)9 各地方自治体の青少年保護育成条例 |
| 男女交際(性行為) | 18 | 17.82 | 2.06 | 7 | 30 | 779 | 3 | 18 | (*)10 各地方自治体の青少年保護育成条例 |
| 性風俗労働 | 19 | 19.11 | 2.37 | 7 | 40 | 778 | 1 | 18 | 風営法22条1項3号、28条12項3号 |

注) (*)1 参議院議員の被選挙権は30歳だが、質問票では衆議院議員の被選挙権と明示して質問した。

(*)2 住民投票は、各地方自治体が条例により自由に定めること可能。「中学生以上」(長野県平谷町、2003年5月11日)での実施例あり。

(*)3 中弛は、年齢に関する明示的な法令はないが、医療実務上、未成年(20歳未満)には親の同意書を求める病院あり。

(*)4 輸血は、年齢に関する明示的な法令はないが、医学の関連5学会による「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」(2008)が存在する。15歳以上18歳未満の場合には、自己決定能力があるものと扱いつつ、親の意思も確認する運用。

(*)5 普通二輪免許は16歳以上だが、16歳以上であっても高校の校則によって制約を受ける場合がある。大型二輪免許は18歳以上。

(*)6 中型免許は20歳以上、大型免許は21歳以上。また、第二種免許は21歳以上(道路交通法96条5項1号)。

(*)7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」)。

(*)8 労働は、原則として、15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで(義務教育が終わるまで)は、年少者を使用できない。

(*)9 条例上の法的建付けとしては、販売業者等側に対する販売等の規制だが、それによって18歳未満の者の購入が事实上制限されている。

(*)10 条例上の法的建付けとしては、「青少年との」反倫理的な性交等の規制であり、相手方に対する規制だが、それによって18歳未満の者の交際が事实上制限されている。なお、近時の裁判例は、18歳未満の青少年と反倫理的な性交等をした相手方自身が18歳未満の青少年であったとしても、かつ、条例の罰則は青少年には適用されない旨の明文規定が条例にあったとしても、条例違反を非行事実として当該相手方を保護処分に付すことが可能である旨を判示している(東京高決平28・6・22)。

て、男女での区別を撤廃する点については人々の法意識と整合する。他方で、親の同意の有無による区別を撤廃する点と、親の同意がない場合に18歳でも結婚を可能とする点については、人々の法意識の全体傾向からは乖離があるといえる。

最後に、特に目を引く項目として、少年法年齢の理想年齢は、中央値が16歳未満（平均値も約16歳未満）であった。前述のとおり、本研究では、図及び説明文を用いて「少年法の適用年齢」と「刑事罰の適用年齢」の違いを丁寧に説明したうえで、それぞれの年齢について質問した。にもかかわらず、少年法年齢の中央値は、刑事責任年齢の中央値（15歳）と1歳しか差がない16歳であった¹¹⁾。すなわち、現在、少年法年齢については20歳未満から18歳未満への引下げが争点になっているところ、人々はむしろ18歳よりもっと低い年齢が最適だと法意識をもっているようである。

（2）10代の人々の理想年齢

また、実際に各種法定年齢の引下げの有無によって、直接的な影響を受けるのは、10代後半の青少年である。そこで、10代の回答者グループの理想年齢の特徴も見ておくことにする。そうしたところ、9項目についてのみ、10代グループ（15歳から19歳まで）とその他の年代グループ（20歳から69歳）との間で、理想年齢の平均値に統計的に有意な差があった（表3）。いずれも、約0.5～1.4歳だけ、10代の年代のほうが理想年齢の平均値が高かった。もっとも、平均値に差が見られた項目であっても、中央値を参照する場合には、少年法の項目を除いて、10代とその他の年代の間で一致を見た。したがって、10代グループの理想年齢には、ほとんどの項目においてさほど顕著な特徴はなく、おおむね他の年代と一致しているといってよい。

ただし、少年法については、10代グループの理想年齢のほうが平均値も中央値も

表3：10代の回答者による理想年齢（他の年代と差がある項目）

| | 10代（15歳～19歳） | | | 20代以上（20歳～69歳） | | | 両グループ間の比較 | |
|--------------|--------------|--------------|----|----------------|--------------|-----|-----------|--------|
| | 中央値 | 平均値 | N | 中央値 | 平均値 | N | 平均値の差 | |
| 少年法〔未満〕 | 18 | 16.76 (0.43) | 50 | 16 | 15.65 (0.11) | 724 | 1.11** | (0.44) |
| 結婚（男性・親同意なし） | 20 | 20.10 (0.37) | 50 | 20 | 19.31 (0.07) | 731 | 0.79** | (0.37) |
| 結婚（女性・親同意なし） | 20 | 20.04 (0.38) | 50 | 20 | 19.13 (0.07) | 732 | 0.91** | (0.38) |
| 輸血 | 18 | 17.58 (0.43) | 45 | 18 | 16.72 (0.16) | 678 | 0.85* | (0.46) |
| 飲酒 | 20 | 19.82 (0.29) | 50 | 20 | 19.31 (0.06) | 732 | 0.51* | (0.29) |
| 喫煙 | 20 | 20.84 (0.52) | 49 | 20 | 19.67 (0.09) | 720 | 1.16** | (0.53) |
| 運転（バイク） | 18 | 18.10 (0.18) | 50 | 18 | 17.50 (0.07) | 732 | 0.60*** | (0.19) |
| 競馬 | 20 | 20.78 (0.43) | 50 | 20 | 19.47 (0.09) | 726 | 1.31*** | (0.44) |
| パチンコ | 20 | 20.96 (0.46) | 50 | 20 | 19.54 (0.10) | 723 | 1.42*** | (0.48) |

注) 平均値の括弧内の数値は標準誤差。10代と他の年代との平均値の差が統計的に有意な項目のみを掲載。
***, **, *印はそれぞれ1%, 5%, 10%水準で有意（ウェルチのt検定（両側）による）。

高かった。少年法の中央値は、その他の年代グループでは16歳（未満）であるのに対して、10代グループでは18歳（未満）であり、2歳も高かった。10代グループのほうが、少年法年齢の低年齢化には慎重な態度を持っていることがわかった。

2 分析②—各種法定年齢の分類（4カテゴリー）

（1）因子分析の結果

次に、これらの様々な各種法定年齢を、人々の法意識の観点から分類（カテゴリー分け）することを試みる。

具体的には、Q3の各項目の理想年齢を目的変数とする探索的因子分析をおこない、共通の潜在変数（因子）で規定されている項目をくくり出した。因子分析の手法としては主因子法でプロマックス斜交回転を用い、因子数4で因子を選定した¹²⁾。

因子分析の結果は表4（次頁）のとおりである。「飲酒」「喫煙」「運転（バイク）」「運転（普通自動車）」「競馬」「パチンコ」「ポルノ購入」「男女交際（性行為）」「性風俗労働」の9項目の背後には共通する潜在変数として因子1があり、「結婚（男性・親同意あり）」「結婚（女性・親同意あり）」「結婚（男性・親同意なし）」「結婚（女性・親同意なし）」「契約」の5項目の背後に因子2があり、「選挙権（国）」「選挙権（市町村）」「被選挙権（国）」「被選挙権（市町村）」「住民投票」の5項目の背後には因子3があり、「刑事責任」「少年法」の2項目の背後には因子4があると整理された。筆者は、それぞれ、因子1を「歓楽に関する年齢」、因子2を「結婚・契約に関する年齢」、因子3を「政治参加に関する年齢」、因子4を「刑事司法に関する年齢」に対する態度と名付けた。なお、各因子が関係する項目のまとまりのよさを確認するためにCronbachのα係数を算出したところ、因子1に規定される上記9項目では0.86、因子2の5項目では0.86、因子3の5項目では0.74、因子4の2項目では0.91であった。いずれも信頼性の目安とされる0.7以上の数値であり、因子構造の明確性と信頼性の高さが確認された。

すなわち、各種法定年齢に対する人々の態度は、「政治参加に関する年齢」「結婚・契約に関する年齢」「刑事司法に関する年齢」「歓楽に関する年齢」という4つのカテゴリーに大別され、これらのカテゴリーごとに人々は法定年齢に対して異なる態度を持っていることがわかった。なお、「養親」「遺言書」「中絶」「輸血」「労働」の法定年齢については、因子負荷量が大きい因子（0.4以上）は検出されず、上記4カテゴリーの中に単純に分類することはできなかった。これらの項目には、複数の因子が複雑に影響しているか、何か別の潜在変数が背後にあるのだと思われる。

表4：各種法定年齢のカテゴリー分け（因子分析）

| 項目 | 因子1 | 因子2 | 因子3 | 因子4 | 独自性 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|
| 選挙権（国） | 0.04 | 0.07 | 0.51 | -0.01 | 0.69 |
| 選挙権（市町村） | 0.00 | 0.07 | 0.43 | -0.04 | 0.79 |
| 被選挙権（国） | -0.03 | -0.10 | 0.87 | -0.03 | 0.31 |
| 被選挙権（市町村） | 0.00 | -0.10 | 0.87 | -0.03 | 0.30 |
| 住民投票 | 0.10 | -0.05 | 0.43 | 0.14 | 0.78 |
| 刑事責任 | -0.08 | -0.08 | -0.03 | 0.87 | 0.28 |
| 少年法 | -0.11 | -0.09 | -0.03 | 0.82 | 0.36 |
| 結婚（男性・親同意あり） | -0.02 | 0.77 | -0.10 | 0.08 | 0.43 |
| 結婚（女性・親同意あり） | 0.00 | 0.77 | -0.10 | 0.09 | 0.43 |
| 結婚（男性・親同意なし） | 0.01 | 0.93 | -0.03 | -0.15 | 0.20 |
| 結婚（女性・親同意なし） | 0.03 | 0.91 | -0.06 | -0.13 | 0.23 |
| 契約 | 0.06 | 0.50 | 0.13 | 0.04 | 0.63 |
| 養親 | -0.03 | 0.22 | 0.24 | -0.07 | 0.86 |
| 遺言書 | -0.15 | 0.20 | 0.24 | 0.25 | 0.81 |
| 中絶 | 0.09 | 0.27 | 0.10 | 0.20 | 0.79 |
| 輸血 | 0.09 | 0.05 | -0.01 | 0.36 | 0.84 |
| 飲酒 | 0.58 | -0.06 | 0.10 | -0.08 | 0.66 |
| 喫煙 | 0.57 | 0.00 | -0.01 | -0.17 | 0.68 |
| 運転（バイク） | 0.71 | -0.04 | -0.03 | 0.00 | 0.53 |
| 運転（普通自動車） | 0.59 | 0.10 | 0.00 | -0.06 | 0.59 |
| 競馬 | 0.72 | 0.08 | 0.00 | -0.16 | 0.45 |
| パチンコ | 0.71 | 0.05 | 0.00 | -0.18 | 0.47 |
| 労働 | 0.29 | 0.07 | -0.10 | 0.25 | 0.81 |
| ポルノ購入 | 0.59 | -0.06 | -0.01 | 0.23 | 0.60 |
| 男女交際（性行為） | 0.54 | 0.00 | -0.07 | 0.29 | 0.58 |
| 性風俗労働 | 0.55 | -0.01 | 0.01 | 0.08 | 0.68 |
| 因子間相関 | 因子1 | 因子2 | 因子3 | 因子4 | |
| 因子1 | 1.00 | | | | |
| 因子2 | 0.47 | 1.00 | | | |
| 因子3 | 0.24 | 0.38 | 1.00 | | |
| 因子4 | 0.18 | 0.25 | 0.03 | 1.00 | |

注) 主因子法でプロマックス斜交回転による。
因子負荷量が0.40以上のセルを灰色太字で強調。

(2) 考 察

このように、人々の法意識の観点からは、主な法定年齢の項目は4つのカテゴリーに分類されることがわかった。このカテゴリー分けから得られる知見は主に3つある。

第一に、各種法定年齢に対する人々の法意識は、「大人と子どもの境界」に対する態度（すなわち、ゼロか百かで、ある年齢になれば一元的にすべての項目が許されるという考え方）のような単純な1つの潜在変数によって規定されているわけではないことが明らかになった。したがって、各種法定年齢の制度改革の議論においては、「大人と子

どもの境界」としてあらゆる法定年齢を18歳で統一すべきだといった安易な論調も散見されるが、そのような安易な対応は、人々の法意識の全体傾向とは整合的でない。異なる分野の法定年齢を一緒にくたに議論するのではなく、「政治参加に関する年齢」「結婚・契約に関する年齢」「刑事司法に関する年齢」「歓楽に関する年齢」というカテゴリーごとに、法定年齢を検討する方がむしろ人々の法意識に整合的だといえる。なお、誤解のないように付言すると、因子分析は「理想年齢が近い項目」をくくり出す手法ではない¹³⁾。あくまでも、背後にある規定要因（潜在変数）が共通する項目をくくり出す手法である。したがって、4つのカテゴリーごとに年齢を一つに統一することが人々の法意識と整合するという意味ではない。

第二に、カテゴリー分けにおいて、「歓楽に関する年齢」のくくりは新たな発見だと思われる。このカテゴリーの中には、異なる実質的規制根拠を想定しうる項目が混ざっている（例えば、「飲酒」「喫煙」のように身体的悪影響という医学的根拠に基づく項目、「運転」のように技能や事故を起こした場合の責任の観点に基づく項目、「競馬」「パチンコ」「ポルノ購入」のように青少年の「健全な」育成という風紀的理由に基づく項目）。それらが、すべて同じカテゴリーとしてくくられた。すなわち、人々の法意識としては、各項目の規制根拠の観点からのくくりではなく、むしろ《日常において自己責任で歓楽的・遊興的な行為をする自由を与えられる年齢》という観点のくくりが強いことが示唆された。

第三に、「男女交際（性行為）」の項目は、「結婚・契約に関する年齢」のカテゴリーではなく、「ポルノ購入」「性風俗労働」と同じく「歓楽に関する年齢」カテゴリーに分類された。しかも、「男女交際（性行為）」は「結婚・契約に関する年齢」の因子からの影響を全然受けていないという結果であった（因子2の因子負荷量が0.00（表4））。したがって、民法上の結婚年齢と青少年保護育成条例による男女交際（性行為）規制の年齢とを連動させて検討することは、人々の法意識の観点からは整合的ではないといえる。

3 分析③——背後にある3種類の社会的態度

(1) 仮説モデル——子どもの法的地位をめぐる法意識の構造モデル

分析③では、上記4カテゴリーを踏まえて、さらに、法意識の構造的な分析に進む。背後にある社会的態度の構造の大枠を解明することを試みる。

まず、質問票設計に先立って、各種法定年齢をめぐる人々の法意識（より一般的には、子どもの法的地位をめぐる法意識）の中核部分を実証するための構造モデルを仮説として立てた（図1）。モデルの構築に際しては、法意識研究のための包括的な構造モ

デル（木下 2006）を参考にした。木下（2006）は、ほかにも外在変数（マスメディア等）、行動レベル（紛争経験、法制度との関わり）、基底レベル（デモグラフィック要因、パーソナリティ要因）など多くの要素を含む包括的なモデルであるが、本研究ではさしあたりその中核部分の態度レベルのみに焦点を絞って分析する。

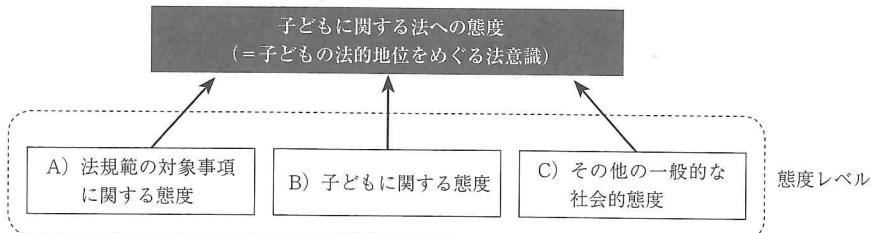


図1：子どもの法的地位をめぐる法意識の構造モデル

「子どもに関する法への態度（=子どもの法的地位をめぐる法意識）」とは、人々が子どもに関する法規範（本研究では各種法定年齢）に対して持っている態度（好みや知識や信念の体系）のことである。この「子どもに関する法への態度」の背後には、A) B) C) の3種類の社会的態度があるのではないかと考えた仮説モデルである。

まず、A) 「法規範の対象事項に関する態度」とは、子どもという視点や年齢による区別とは関係なく、法規範が対象とする事項そのものについて人々が持っている態度のことである。次に、B) 「子どもに関する態度」とは、法規範のレベルに限らず、子どもという年齢層の者に対して人々が持っている社会的態度のことである。仮説モデルでは、A) B) 2種類の社会的態度がともに、子どもに関する法への態度を規定しているのではないかと予想した。また、A) B) の2種類に当てはまらないより抽象的なレベルの社会的態度も法意識に影響している可能性があると考え、C) その他の一般的な社会的態度もモデルに含めた。

この仮説モデルに基づいて、同モデルの大枠を実証することを試みるとともに、各種法定年齢をめぐる法意識の規定要因を探求する。具体的な分析としては、分析②で明らかにした4つのカテゴリーごとに、Q3の各項目の理想年齢を目的変数とし、Q5の各種社会的態度（上記3種類に大別）を説明変数として投入する重回帰分析をおこなった。

表5：各種社会的態度（説明変数）の基本統計量

| 態度項目 | 質問番号 | 平均値 | 標準偏差 | 最小値 | 最大値 | 質問文（6件法） |
|-------------------|------|------|------|-----|-----|---|
| 【法規範の対象事項に関する態度】 | | | | | | |
| 政治①（政治的有効性 A） | 12 | 3.15 | 1.24 | 1 | 6 | 政府や行政機関は何を言つてもむだである（反転） |
| 政治②（政治的有効性 B） | 33 | 3.84 | 1.20 | 1 | 6 | 選挙で有権者が投票する一票は、国の政治を動かすもっとも大きな力である |
| 結婚①（家制度 A） | 5 | 3.56 | 1.32 | 1 | 6 | 結婚は「家と家」が結びつくものである |
| 結婚②（家制度 B） | 26 | 2.60 | 1.17 | 1 | 6 | 長男が家をつぐのは当然である |
| 犯罪①（厳罰志向性 A） | 6 | 4.32 | 1.25 | 1 | 6 | 裁判所は犯罪者に甘すぎる |
| 犯罪②（厳罰志向性 B） | 27 | 4.07 | 1.27 | 1 | 6 | 凶悪な事件の加害者でも人権は十分に尊重される必要がある（反転） |
| 犯罪③（犯罪情勢 A） | 7 | 4.24 | 1.29 | 1 | 6 | 最近は昔に比べて、犯罪が増えた |
| 犯罪④（犯罪情勢 B） | 28 | 4.30 | 1.26 | 1 | 6 | 最近は昔に比べて、犯罪が凶悪化した |
| 犯罪⑤（更生不可能さ A） | 8 | 3.49 | 1.16 | 1 | 6 | 犯罪者が更生することは不可能だ |
| 犯罪⑥（更生不可能さ B） | 29 | 2.76 | 1.03 | 1 | 6 | 人は誰でも、犯罪をおこしてしまった可能性がある（反転） |
| ■犯罪合成分度（犯罪に関する態度） | — | 4.08 | 0.86 | 1.2 | 6.0 | ※犯罪①～犯罪⑥の5項目の平均値（犯罪⑥は除外した） |
| 飲酒①（酒好き） | 9 | 3.22 | 1.64 | 1 | 6 | お酒を飲むことが好きだ |
| 飲酒②（飲酒者の受容） | 30 | 2.90 | 1.06 | 1 | 6 | 酔っ払いは社会にとって迷惑な存在だ（反転） |
| 喫煙①（たばこ好き） | 31 | 2.34 | 1.64 | 1 | 6 | たばこを吸うことが好きだ |
| 喫煙②（喫煙者の受容） | 10 | 2.67 | 1.51 | 1 | 6 | 禁煙のレストランが増えるのはよいことだ（反転） |
| 性①（性的寛容さ A） | 11 | 2.64 | 1.33 | 1 | 6 | 売春は社会に認められるべきである |
| 性②（性的寛容さ B） | 32 | 4.28 | 1.18 | 1 | 6 | 性行為は結婚してのみ許される（反転） |
| 【子どもに関する態度】 | | | | | | |
| 子ども①（大人との区別 A） | 1 | 3.60 | 1.14 | 1 | 6 | 子ども（中高生の年代）は社会の中になるべく大人と同じように扱われるべきだ（反転） |
| 子ども②（大人との区別 B） | 22 | 3.56 | 0.91 | 1 | 6 | 社会の中では、子ども（中高生の年代）の意見よりも大人の意見を重視すべきだ |
| 子ども③（子ども嫌い A） | 2 | 3.35 | 1.27 | 1 | 6 | 他の子ども（中高生の年代）は正直あまり好きではない |
| 子ども④（子ども嫌い B） | 23 | 2.79 | 0.94 | 1 | 6 | 社会のみんなで子ども（中高生の年代）を大切にするべきだ（反転） |
| 子ども⑤（子どもの自主性 A） | 3 | 3.90 | 0.99 | 1 | 6 | 親は子ども（中高生の年代）の自由・自主性を尊重するべきだ |
| 子ども⑥（子どもの自主性 B） | 24 | 3.46 | 1.05 | 1 | 6 | 学校が定める校則は厳しい方がよい（反転） |
| 子ども⑦（教育の画一性 A） | 4 | 3.88 | 1.15 | 1 | 6 | 義務教育ではすべての子どもに共通する内容を教えるのがよい |
| 子ども⑧（教育の画一性 B） | 25 | 2.90 | 1.12 | 1 | 6 | 成績が特別優秀な子ども（中高生の年代）には飛び級での大学入学（飛び入学）を認めるべきだ（反転） |
| 子ども⑨（昔より未熟） | 19 | 3.95 | 1.24 | 1 | 6 | 最近の若者は昔の若者よりも未熟だ |
| 【一般的な社会的態度】 | | | | | | |
| 差別①（男女の性差役割 A） | 14 | 2.70 | 1.22 | 1 | 6 | 男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである |
| 差別②（男女の性差役割 B） | 35 | 2.54 | 1.13 | 1 | 6 | 結婚生活の重要な事項は夫が決めるべきである |
| 差別③（同性愛の排斥 A） | 16 | 3.11 | 1.27 | 1 | 6 | 同性同士の結婚も法律的に認められるべきだ（反転） |
| 差別④（同性愛の排斥 B） | 37 | 2.65 | 1.29 | 1 | 6 | 同性愛は異常な人の行為だ |
| 差別⑤（外国人の排斥） | 15 | 3.06 | 1.21 | 1 | 6 | 外国人であることを理由に、アパートやマンションへの入居を拒否してはならない（反転） |
| 差別⑥（障害者の排斥） | 36 | 3.23 | 1.26 | 1 | 6 | 精神障害者であることを理由に、アパートやマンションへの入居を拒否してはならない（反転） |
| 差別⑦（集団支配志向性 A） | 13 | 3.13 | 1.22 | 1 | 6 | 特定の集団を特別扱いすることをせず、どんな集団に対しても平等に接することはよいことだ（反転） |
| 差別⑧（集団支配志向性 B） | 34 | 3.34 | 1.06 | 1 | 6 | 特定の優れた集団がリーダーシップを取るほうが、世の中はうまくいく |
| ■差別合成分度（差別の態度） | — | 2.88 | 0.79 | 1.0 | 5.3 | ※差別①～差別⑥の6項目の平均値（差別⑦⑧は除外した） |
| その他①（集団主義志向性 A） | 17 | 3.01 | 1.09 | 1 | 6 | 自分の集団のために自分の利益を犠牲にする必要はない（反転） |
| その他②（集団主義志向性 B） | 38 | 3.02 | 1.05 | 1 | 6 | 多数の人々の意見に合わせて、自分の意見を変えるべきではない（反転） |
| その他③（保守的秩序 A） | 18 | 4.15 | 1.04 | 1 | 6 | 伝統や慣習は尊重すべきである |
| その他④（保守的秩序 B） | 39 | 3.69 | 1.00 | 1 | 6 | 世の中の秩序を守るために上下関係はなくてはならない |
| その他⑤（法適用の厳格さ A） | 20 | 4.47 | 1.07 | 1 | 6 | 法律に違反した場合には必ず制裁をすべきだ |
| その他⑥（法適用の厳格さ B） | 41 | 3.93 | 1.31 | 1 | 6 | 法律に違反した場合に必ず制裁をすべきだ |
| その他⑦（革新性・寛容性 A） | 21 | 3.88 | 0.90 | 1 | 6 | わたしは新しい生活スタイルや考え方を受け入れるはうだ |
| その他⑧（革新性・寛容性 B） | 42 | 4.32 | 1.07 | 1 | 6 | 人の生き方が自分の生き方と異なっていてもそれに出しすぎではない |
| その他⑨（過去志向性） | 40 | 3.56 | 1.21 | 1 | 6 | 今より昔の方がいい時代だった |

注)すべての項目につき、N=782。
質問票のQ5では、これら42項目を上記「質問番号」の順番に質問した。

(2) 各種社会的態度（説明変数）の一覧

説明変数として用いた社会的態度の一覧と基本統計量は、表5のとおりである。

前記II 2(4)のとおり、本研究では、原則として1つの質問（態度項目）の回答結果をそのまま1つの説明変数として用いた¹⁴⁾。ただし、次の2つの社会的態度については、測定の厳密性を向上させるため、合成尺度を説明変数として使用した（表5の灰色箇所）。第一に、犯罪に関する厳格さの態度として、犯罪①から犯罪⑤までの5項目による犯罪合成尺度を作成した。これは厳罰志向や犯罪・犯罪者に対する脅威感覚などから構成される尺度である。Cronbachのα係数は0.72（≥0.7）であり、合成尺度として十分な信頼性が確認された。なお、犯罪⑥は他の5項目との相関が低く、これを含めるとα係数が0.7を下回るため、合成尺度からは除外した。第二に、総合的な差別の態度として、差別①から差別⑥までの6項目による差別合成尺度を作成した。男女・同性愛者・外国人・障害者の差別に関する項目をまとめたものであり、階層に基づく他者に対する総合的な差別の態度を表す尺度といえる。Cronbachのα係数は0.71（≥0.7）であった。なお、差別⑦⑧（抽象的な平等主義志向性に関する2項目）については、両者を含めるとα係数が0.7を下回るため、合成尺度からは除外した。

(3) 重回帰分析の結果

表6から表9は、4つのカテゴリーごとの重回帰分析の結果を示したものである。いずれの分析においても、法規範の対象事項に関する態度については当該カテゴリーに関連する項目のみを、子どもに関する態度と一般的な社会的態度についてはすべての項目を説明変数として投入した¹⁵⁾。ただし、紙幅の都合上、後者2種類の態度については、統計的に有意な水準の項目のみ詳細を表に掲載した。

「政治参加に関する年齢」カテゴリー（表6）の理想年齢については、当該法規範の対象事項に関する態度として、政治①②の2項目を投入してみたが、いずれも有意な影響は見られなかった。

他方で、子どもに関する態度では、大人と子どもを区別する態度が強い者（子ども①②）ほど、選挙権（国）・被選挙権（国・市町村）・住民投票の理想年齢が高かった。また、最近の若者が昔よりも未熟だと考える者（子ども⑨）ほど、選挙権（国・市町村）・住民投票の理想年齢が高かった。

そして、一般的な社会的態度では、総合的な差別の態度（差別合成尺度）が強い者ほど、選挙権（国・市町村）・住民投票の理想年齢が高かった。さらに、保守的秩序志向が強い者（その他③）ほど被選挙権（国・市町村）の理想年齢が高く、法適用の厳格

表6：「政治参加に関する年齢」の理想年齢の背後にある社会的態度

| | 選挙権 (国) | 選挙権 (市町村) | 被選挙権 (国) | 被選挙権 (市町村) | 住民投票 |
|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------|---------------------|---------------------|
| 【法規範の対象事項の態度】 | | | | | |
| 政治① | -0.0314 (0.0743) | -0.0696 (0.0917) | -0.0848 (0.168) | -0.0335 (0.168) | 0.0333 (0.117) |
| 〈政治的有効性 A〉 | | | | | |
| 政治② | -0.0579 (0.0697) | -0.0606 (0.0943) | -0.0289 (0.161) | -0.0918 (0.168) | -0.0512 (0.111) |
| 〈政治的有効性 B〉 | | | | | |
| 【子どもに関する態度】 | | | | | |
| 子ども① | 0.238*** (0.0773) | 0.151 (0.0972) | 0.270 (0.174) | 0.263 (0.179) | 0.247* (0.129) |
| 〈大人との区別 A〉 | | | | | |
| 子ども② | 0.194** (0.0924) | 0.193 (0.152) | 0.482** (0.224) | 0.605*** (0.231) | 0.185 (0.162) |
| 〈大人との区別 B〉 | | | | | |
| 子ども③ | 0.0203 (0.0740) | -0.0351 (0.0844) | 0.211 (0.151) | 0.275* (0.152) | 0.0696 (0.107) |
| 〈子ども嫌い A〉 | | | | | |
| 子ども⑨ | 0.203*** (0.0685) | 0.314*** (0.0952) | 0.224 (0.157) | 0.236 (0.164) | 0.238** (0.107) |
| 〈昔より未熟〉 | | | | | |
| 【一般的な社会的態度】 | | | | | |
| 差別合成尺度 | 0.215* (0.118) | 0.255* (0.153) | -0.249 (0.256) | -0.0455 (0.261) | 0.339* (0.175) |
| 〈差別の態度〉 | | | | | |
| その他③ | -0.0400 (0.0956) | -0.183 (0.122) | 0.391** (0.193) | 0.502** (0.200) | 0.112 (0.145) |
| 〈保守的秩序 A〉 | | | | | |
| その他④ | -0.0546 (0.0909) | 0.0264 (0.104) | 0.223 (0.202) | 0.139 (0.203) | -0.373** (0.151) |
| 〈保守的秩序 B〉 | | | | | |
| その他⑥ | -0.0126 (0.0601) | 0.176** (0.0812) | 0.252* (0.135) | 0.321** (0.136) | 0.0761 (0.100) |
| 〈法適用の厳格さ B〉 | | | | | |
| その他⑦ | 0.0108 (0.0956) | -0.0482 (0.115) | -0.370 (0.236) | -0.400* (0.238) | 0.0345 (0.133) |
| 〈保守性・寛容性 A〉 | | | | | |
| その他⑧ | 0.225** (0.0884) | 0.0869 (0.114) | 0.293 (0.195) | 0.233 (0.195) | -0.0660 (0.142) |
| 〈保守性・寛容性 B〉 | | | | | |
| 他の態度9項目（省略） | yes | yes | yes | yes | yes |
| 切片 | 16.68*** (1264) | 16.94*** (1560) | 17.92*** (2963) | 17.93*** (3057) | 16.61*** (1873) |
| 調整済み決定係数 | 0.036 | 0.014 | 0.034 | 0.038 | 0.033 |
| N | 782 | 782 | 782 | 782 | 782 |

注) 重回帰分析（OLS）の結果、括弧内の数値は頑健（robust）な標準誤差。

***, **, *印はそれぞれ1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。

「他の態度9項目（省略）」は、子ども④⑤⑥⑦⑧とその他①②⑤⑨、統計的に有意な水準でなかったため、係数と標準誤差の記載を省略。

志向が強い者（その他⑥）ほど選挙権（市町村）・被選挙権（国・市町村）の理想年齢が高かった。

「結婚・契約に関する年齢」カテゴリー（表7）については、当該法規範の対象事項に関する態度として、家制度志向の態度を投入した。家制度志向が強い者（結婚①）ほど、親の同意なしの結婚の理想年齢が高かった。

子どもに関する態度では、教育の画一性志向が高い者（子ども⑧）ほど結婚の理想年齢が高く、最近の若者が昔よりも未熟だと考える者ほど理想年齢が高かった。

表7:「結婚・契約に関する年齢」の理想年齢の背後にある社会的態度

| | 男性結婚 親同意あり | 女性結婚 親同意あり | 男性結婚 親同意なし | 女性結婚 親同意なし | 契約 |
|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 【法規範の対象事項の態度】 | | | | | |
| 結婚① | 0.0262 | 0.000771 | 0.182*** | 0.136** | 0.105 |
| 〈家制度 A〉 | (0.0528) | (0.0511) | (0.0597) | (0.0632) | (0.0731) |
| 結婚② | 0.0491 | 0.0584 | 0.0442 | 0.0353 | 0.0980 |
| 〈家制度 B〉 | (0.0671) | (0.0637) | (0.0748) | (0.0762) | (0.0919) |
| 【子どもに関する態度】 | | | | | |
| 子ども⑤ | -0.0854 | -0.0925 | -0.159 | -0.114 | -0.208** |
| 〈子どもの自主性 A〉 | (0.0782) | (0.0721) | (0.0988) | (0.0983) | (0.105) |
| 子ども⑧ | 0.172*** | 0.166*** | 0.119 | 0.131* | 0.0813 |
| 〈教育の画一性 B〉 | (0.0601) | (0.0580) | (0.0800) | (0.0794) | (0.0839) |
| 子ども⑨ | 0.101* | 0.0734 | 0.159** | 0.132* | 0.195** |
| 〈昔より未熟〉 | (0.0557) | (0.0575) | (0.0666) | (0.0699) | (0.0855) |
| 【一般的な社会的態度】 | | | | | |
| 差別合成尺度 | -0.0339 | -0.102 | -0.196* | -0.238** | -0.0788 |
| 〈差別の態度〉 | (0.105) | (0.108) | (0.114) | (0.118) | (0.133) |
| その他① | 0.0969 | 0.116* | 0.0933 | 0.0921 | -0.0545 |
| 〈集団主義志向性 A〉 | (0.0598) | (0.0598) | (0.0826) | (0.0791) | (0.0952) |
| その他② | -0.0600 | -0.0708 | 0.00435 | 0.00374 | -0.216** |
| 〈集団主義志向性 B〉 | (0.0642) | (0.0625) | (0.0832) | (0.0840) | (0.0860) |
| その他⑦ | 0.119 | 0.0864 | 0.159* | 0.137 | 0.210* |
| 〈保守性・寛容性 A〉 | (0.0816) | (0.0801) | (0.0933) | (0.0957) | (0.117) |
| 他の態度12項目(省略) | yes | yes | yes | yes | yes |
| 切片 | 15.86*** (0.889) | 16.74*** (0.921) | 16.72*** (1.100) | 17.73*** (1.139) | 18.24*** (1.268) |
| 調整済み決定係数 | 0.034 | 0.025 | 0.040 | 0.016 | 0.037 |
| N | 782 | 782 | 781 | 782 | 782 |

注) 重回帰分析(OLS)の結果。括弧内の数値は頑健(robust)な標準誤差。

***, **, *印はそれぞれ1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。

「他の態度12項目(省略)」は、子ども①②③④⑥⑦とその他③④⑤⑥⑧⑨。統計的に有意な水準でなかったため、係数と標準誤差の記載を省略。

そのうえで、一般的な社会的態度については、総合的な差別の態度(差別合成尺度)が強い者ほど、親の同意なしの結婚の理想年齢が低かった。また、革新性・寛容性が強い者(その他⑦)ほど親の同意なしの男性結婚・契約の理想年齢が高い傾向があった。

「刑事司法に関する年齢」カテゴリー(表8)については、当該法規範の対象事項に関する態度として、犯罪に関する態度(犯罪合成尺度)が厳しい者ほど、刑事責任・少年法の理想年齢が高く、子ども嫌いの感情が強い者(子ども③④)ほど刑事責任・少年法の理想年齢が低かった。しかも、その影響(係数)は大きかった。

子どもに関する態度では、大人との区別志向が強い者(子ども①)ほど刑事責任・少年法の理想年齢が高く、子ども嫌いの感情が強い者(子ども③④)ほど刑事責任・少年法の理想年齢が低かった。他方で、最近の若者が昔よりも未熟だと考える者ほど

表8:「刑事司法に関する年齢」の理想年齢の背後にある社会的態度

| | 刑事責任 | 少年法 |
|----------------------|----------------------|------------------------------|
| 【法規範の対象事項の態度】 | | |
| 犯罪合成尺度 | -0.678*** (0.155) | -0.859*** (0.146) |
| 〈犯罪に関する態度〉 | | |
| 【子どもに関する態度】 | | |
| 子ども① | 0.311*** (0.0983) | 0.346*** (0.0926) |
| 子ども③ | -0.188** (0.0865) | -0.190** (0.0837) |
| 〈子ども嫌い A〉 | | |
| 子ども④ | -0.464*** (0.135) | -0.414*** (0.123) |
| 〈子ども嫌い B〉 | | |
| 子ども⑤ | 0.114 | 0.288** (0.122) |
| 〈子どもの自主性 A〉 | | |
| 子ども⑧ | 0.192* | 0.109 (0.113) |
| 〈教育の画一性 B〉 | | |
| 子ども⑨ | 0.263** (0.104) | 0.197** (0.0961) |
| 〈昔より未熟〉 | | |
| 【一般的な社会的態度】 | | |
| 差別合成尺度 | 0.388** (0.164) | 0.428*** (0.153) |
| 〈差別の態度〉 | | |
| その他① | 0.294** (0.118) | 0.117 (0.112) |
| 〈集団主義志向性 A〉 | | |
| その他② | -0.153 (0.113) | -0.209** (0.106) |
| 〈集団主義志向性 B〉 | | |
| その他⑤ | -0.373*** (0.132) | -0.342*** (0.120) |
| 〈法適用の厳格さ A〉 | | |
| 他の態度9項目(省略) | yes | yes (1.181*** (1.752)) |
| 切片 | | |
| 調整済み決定係数 | 0.128 | 0.159 (1.605) |
| N | 773 | 774 |

注) 重回帰分析(OLS)の結果。括弧内の数値は頑健(robust)な標準誤差。

***, **, *印はそれぞれ1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。

「他の態度9項目(省略)」は、子ども②⑥⑦とその他③④⑤⑥⑧⑨。統計的に有意な水準でなかったため、係数と標準誤差の記載を省略。

理想年齢が高かった。

一般的な社会的態度については、総合的な差別の態度(差別合成尺度)が強い者ほど、刑事責任・少年法の理想年齢が高かった。さらに、制裁に関する法適用の厳格志向(その他⑤)が強い者ほど、理想年齢が低かった。

「歓楽に関する年齢」カテゴリー(表9)については、当該法規範の対象事項に関する態度として、飲酒好きの嗜好が強い者(飲酒①)ほど、飲酒・喫煙・運転(自動車)の理想年齢が低かった。性的寛容さが高い者(性①②)ほど、運転(自動車)・競馬・

表9:「歓楽に関する年齢」の理想年齢の背後にある社会的態度

| | 飲酒 | 喫煙 | 運転 (バイク) | 運転 (自動車) | 競馬 | パチンコ | ポルノ購入 | 男女交際 | 性風俗労働 |
|---------------|-----------|----------|-------------|-------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 【法規範の対象事項の態度】 | | | | | | | | | |
| 飲酒① | -0.153*** | -0.126** | -0.0256 | -0.0935*** | -0.0781 | -0.0673 | -0.0465 | 0.00323 | 0.0105 |
| <酒好き> | (0.0358) | (0.0601) | (0.0393) | (0.0328) | (0.0533) | (0.0603) | (0.0484) | (0.0464) | (0.0487) |
| 飲酒② | -0.0345 | -0.0204 | -0.00533 | 0.0241 | 0.0750 | 0.0889 | -0.0663 | -0.0406 | -0.0964 |
| <飲酒者の受容> | (0.0685) | (0.0949) | (0.0749) | (0.0577) | (0.0891) | (0.101) | (0.0867) | (0.0784) | (0.0807) |
| 喫煙① | -0.0270 | -0.102* | -0.0815 | -0.0358 | -0.0870 | -0.138 | 0.0137 | -0.0645 | -0.0385 |
| <たばこ好き> | (0.0522) | (0.0605) | (0.0601) | (0.0428) | (0.0793) | (0.0871) | (0.0617) | (0.0557) | (0.0590) |
| 喫煙② | -0.0341 | -0.157** | 0.0363 | 0.0186 | -0.0460 | -0.0131 | -0.0272 | 0.0209 | -0.0659 |
| <喫煙者の受容> | (0.0598) | (0.0750) | (0.0584) | (0.0482) | (0.106) | (0.107) | (0.0704) | (0.0599) | (0.0608) |
| 性① | -0.0515 | -0.00717 | -0.0451 | -0.0291 | -0.156** | -0.220*** | -0.310*** | -0.287*** | -0.276*** |
| <性的宽容さ A> | (0.0504) | (0.0686) | (0.0616) | (0.0460) | (0.0735) | (0.0777) | (0.0623) | (0.0540) | (0.0967) |
| 性② | -0.0878 | -0.117 | -0.0940 | -0.0944* | -0.196** | -0.229** | -0.391*** | -0.472*** | -0.379*** |
| <性的宽容さB> | (0.0609) | (0.0820) | (0.0670) | (0.0560) | (0.0870) | (0.0896) | (0.0773) | (0.0660) | (0.0961) |
| 【子どもに関する態度】 | | | | | | | | | |
| 子ども① | 0.124* | 0.160* | 0.156** | 0.0999 | 0.0404 | -0.000684 | 0.231*** | 0.149** | 0.0822 |
| <大人との区別 A> | (0.0640) | (0.0938) | (0.0686) | (0.0549) | (0.0753) | (0.0922) | (0.0804) | (0.0701) | (0.0840) |
| 子ども④ | 0.0901 | -0.0204 | 0.0870 | 0.112 | 0.0895 | 0.0539 | 0.0547 | 0.157* | 0.136 |
| <子ども嫌い B> | (0.0895) | (0.111) | (0.0935) | (0.0747) | (0.108) | (0.122) | (0.109) | (0.0835) | (0.0945) |
| 子ども⑤ | -0.0775 | -0.112 | -0.0450 | -0.0664 | -0.0712 | 0.0454 | -0.225** | -0.244*** | -0.298*** |
| <子どもの自主性 A> | (0.0748) | (0.109) | (0.0821) | (0.0699) | (0.0912) | (0.107) | (0.0970) | (0.0811) | (0.0982) |
| 子ども⑥ | -0.126* | -0.196* | -0.0232 | -0.0261 | -0.0477 | -0.115 | -0.110 | -0.222*** | -0.153* |
| <子どもの自主性 B> | (0.0703) | (0.102) | (0.0904) | (0.0659) | (0.107) | (0.136) | (0.0906) | (0.0845) | (0.0926) |
| 子ども⑨ | 0.0238 | 0.000633 | 0.178*** | 0.0960** | 0.171* | 0.261** | 0.173** | 0.159** | 0.130* |
| <昔よりも未熟> | (0.0596) | (0.0837) | (0.0672) | (0.0456) | (0.0910) | (0.107) | (0.0781) | (0.0735) | (0.0784) |
| 【一般的な社会的態度】 | | | | | | | | | |
| 差別合成尺度 | -0.0193 | -0.0446 | 0.149 | 0.114 | -0.196 | -0.143 | -0.164 | -0.193* | -0.453*** |
| <差別の態度> | (0.140) | (0.166) | (0.120) | (0.103) | (0.149) | (0.164) | (0.124) | (0.115) | (0.164) |
| その他② | -0.0357 | -0.00340 | -0.0628 | -0.114** | -0.170* | -0.323*** | 0.0341 | 0.000646 | 0.0360 |
| <集団主義志向性 B> | (0.0619) | (0.103) | (0.0766) | (0.0550) | (0.0981) | (0.112) | (0.0887) | (0.0717) | (0.0799) |
| その他③ | -0.0199 | 0.0577 | -0.0570 | -0.00276 | 0.134 | 0.0488 | 0.228*** | 0.185** | 0.164* |
| <保守的秩序 A> | (0.0720) | (0.131) | (0.0831) | (0.0633) | (0.112) | (0.137) | (0.0837) | (0.0819) | (0.0941) |
| その他⑤ | -0.0735 | -0.120 | 0.0300 | 0.0467 | -0.0731 | -0.0467 | -0.0717 | -0.179** | -0.0997 |
| <法適用の厳格さ A> | (0.0818) | (0.148) | (0.0798) | (0.0618) | (0.137) | (0.142) | (0.0961) | (0.0873) | (0.0981) |
| その他⑥ | 0.101** | 0.0292 | 0.0177 | -0.0391 | 0.0443 | -0.0140 | -0.118* | -0.0580 | 0.0742 |
| <法適用の厳格さ B> | (0.0511) | (0.0691) | (0.0531) | (0.0390) | (0.0704) | (0.0823) | (0.0647) | (0.0581) | (0.0647) |
| その他⑨ | 0.0248 | 0.0609 | -0.121 | -0.02053 | -0.144* | -0.185** | -0.0687 | -0.0557 | -0.109 |
| <過去志向性> | (0.0687) | (0.0895) | (0.0837) | (0.0556) | (0.0805) | (0.0941) | (0.0765) | (0.0758) | (0.0762) |
| 他の態度8項目(省略) | yes | yes | yes | yes | yes | yes | yes | yes | yes |
| 切片 | 20.30*** | 21.88*** | 16.23*** | 17.42*** | 21.02*** | 22.52*** | 20.84*** | 21.89*** | 24.02*** |
| | (1.204) | (1.538) | (1.354) | (1.009) | (1.335) | (1.779) | (1.281) | (1.121) | (1.387) |
| 調整済み決定係数 | 0.057 | 0.028 | 0.022 | 0.035 | 0.036 | 0.040 | 0.118 | 0.182 | 0.110 |
| N | 782 | 769 | 782 | 782 | 776 | 773 | 780 | 779 | 778 |

注) 重回帰分析(OLS)の結果。括弧内の数値は頑健(robust)な標準誤差。

***, **, *印はそれぞれ1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。

「他の態度8項目(省略)」は、子ども②③⑦⑧とその他①④⑤⑧。統計的に有意な水準でなかったため、係数と標準誤差の記載を省略。

パチンコ・ポルノ購入・男女交際(性行為)・性風俗労働の理想年齢が低かった。このように直接的な対象事項以外の法定年齢項目への影響も見られたが、これはおそらく「歓楽に関する行為に対する寛容さ」のようなより高次の潜在的変数が背後にあるためではないかと推測される。また、直接的な対象事項のみに影響した態度として、たばこ好きの嗜好が強い者(喫煙①)と喫煙者の受容度が高い者(喫煙②)ほど、喫煙の理想年齢が低かった。

次に、子どもに関する態度では、大人との区別志向が強い者(子ども①)ほど、飲

酒・喫煙・運転(自動車)・運転(バイク)・ポルノ購入・男女交際(性行為)という6項目の理想年齢が高かった。子どもの自由・自主性を志向する者(子ども⑤⑥)ほど飲酒・喫煙・ポルノ購入・男女交際(性行為)・性風俗労働の5項目で理想年齢が低かった。最近の若者が昔よりも未熟だと考える者(子ども⑨)ほど、飲酒・喫煙以外の7項目で理想年齢が高かった。

一般的な社会的態度では、総合的な差別の態度(差別合成尺度)が強い者ほど、男女交際(性行為)・性風俗労働の理想年齢が低かった。集団主義志向が強い者(その他②)ほど、運転(自動車)・競馬・パチンコの理想年齢が低かった。保守的秩序志向が強い者(その他③)ほど、ポルノ購入・男女交際(性行為)・性風俗労働の理想年齢が高かった。過去志向性が強い者(その他⑨)ほど、競馬・パチンコの理想年齢が低かった。法適用の厳格志向が強い者(その他⑤⑥)ほど、飲酒の理想年齢は高い一方で、ポルノ購入・男女交際(性行為)の理想年齢は低かった。

(4) 考察——3種類の社会的態度から規範的議論へ

以上のとおり、各カテゴリーの法定年齢について、法規範の対象事項に関する態度、子どもに関する社会的態度、その他の一般的な社会的態度という3種類の態度すべてが理想年齢に影響していることが明らかになった¹⁶⁾。すなわち、子どもの法的地位をめぐる法意識の構造モデル(前掲図1)の大枠を実証することができたといえる。

前記I 4(2)のとおり、法意識の背後の構造を整理することの意義は、より深い規範的議論のための材料・視点を提供することにある。そこで、今回整理できた3種類の社会的態度それぞれについて、考えられうる具体的な規範的議論の視点を挙げてみたい。

第一に、法規範の対象事項に関する態度に関連して、2つの規範的問題があるようと思われる。一つ目は、法規範の対象事項に関する態度を法定年齢に反映させると、法定年齢の境界にいる者だけがその影響を受けてしまう点である。一例を挙げると、ポルノ購入の理想年齢には性的寛容さの態度が影響していた(表9)。たしかに、性的なものに不寛容な態度を持つ者にとって、世の中にポルノが出回っているのはけしからんということで、販売・購入をなるべく規制する方が望ましいだろう。しかし、それならば「男性は購入を禁止」「東京都民は購入を禁止」など年齢以外による区切り方の制限もありうるはずである。にもかかわらず、あえて年齢という区切り方がとられていることによって、法定年齢未満の者だけがそのような性的不寛容さの態度の標的にされて、ポルノ購入を制限される不利益を被っているとの見方もできよう。二

つ目として、法規範の対象事項に関する態度が、誤解・無知に基づくような場合には、そのような態度を法規範に反映させることには慎重を期すべきであろう。具体例を挙げると、犯罪に関する態度（犯罪合成尺度）が厳しい者ほど、刑事責任・少年法の理想年齢が低く、しかも他の態度と比べてその影響が大きかった（表8）。しかし、この犯罪合成尺度の中には、犯罪の増加・凶悪化などのように客観的な統計データとは整合しない主観的認識（河合 2004 など参照）が含まれている。そのような態度を直ちに法定年齢に反映させると、無知による集団ヒステリーを正当化することにつながりかねない。

第二に、子どもに関する社会的態度の中にも、規範的な観点から注意を払うべき態度が含まれているように思われる。一つ目として、子ども嫌いの感情が強いほど、「刑事司法に関する年齢」の理想年齢が低かった。これは、極論をいえば「嫌いなやつらは処罰したい」という発想につながりかねない。若年層に対する単純な好き嫌いの感情を法定年齢に反映させることには規範的問題があろう。二つ目として、大人と子どもを区別する志向が強い者（大人と子どもを同じように扱うべきだと志向が弱い者）ほど、幅広い項目の法定年齢で理想年齢が高かった。これは見方によっては、子ども・若者という社会階層に対する区別・差別の態度のようなものが、法定年齢の理想年齢に反映されているとも考えられる。そして、この大人と子どもの区別の態度（子ども①②）は、総合的な差別合成尺度とは相関関係がなく¹⁷⁾、各種法定年齢をめぐる態度への影響の仕方も異なっていた。したがって、子どもという社会階層に対する区別・差別の態度は、一般的な他者差別の態度（男女・同性愛者・外国人・障害者という社会階層に対する差別の態度）とは異なる要因で規定される態度であることが示唆されている。

第三に、その他一般的な社会的態度では、法適用の厳格さの態度が3つのカテゴリー（「結婚・契約に関する年齢」以外）を横断して影響していた。他方で、保守的秩序志向や保守性・寛容性の態度が影響する項目は限定的であった。さらに、質問票の設計時には、革新性・寛容性の強い者ほど、直感的には子どもの自由を尊重して各種の理想年齢が低くなるのではないかと予想していたが、結果としては結婚・契約の理想年齢がむしろ高くなかった。これらの結果は、各種法定年齢（ひいては子どもの法的地位）をめぐる人々の法意識は、保守対革新などといった単純な志向性の対立軸では説明できないことを示唆している。

4 分析④—属性による傾向

(1) 属性（説明変数）の一覧

表 10：属性（説明変数）の概要

| 連続変数 | 概要 | 平均値 | 標準偏差 | 最小値 | 最大値 | N |
|-----------|--|---------------|--------------|---------------|------|-----|
| 年齢 | 回答者の年齢 | 44.01 | 15.20 | 15 | 69 | 782 |
| 学歴（教育年数） | 回答者が受けた教育の年数、学歴的回答を連続変数に変換したもの。 最後に行った学校（在学中、卒業あるいは中退）が中学校であれば9年、高校は12年、専門学校と高専と短大は14年、大学は16年、大学院は18年として計算した。 | 14.22 | 1.98 | 9 | 18 | 782 |
| 世帯年収（百万円） | 回答者の世帯の年収（2016年分）。 100万円刻みの選択肢による回答結果について、各区間の中間値を階級値として用いる連続変数（中間値の計算に際しては、便宜上、「100万円未満」の下限は0円、「1200万円以上」の上限は直前の区間と等間隔に1300万円と設定した）。「わからない」の回答は欠損値とした。 | 532.66 | 312.42 | 50 | 1250 | 617 |
| ダミー変数 | 概要 | 比率 (%) | | | | |
| | | 1 (yes) | 0 (no) | | | N |
| 性別（女性） | 性別（女性1、男性0）。 | 50.38 | 49.62 | | | 782 |
| 婚姻歴 | 婚姻歴があるか（離婚・死別を含む）。 | 59.08 | 40.92 | | | 782 |
| 息子 | 息子がいるか。 | 30.31 | 69.69 | | | 782 |
| 娘 | 娘がいるか。 | 32.61 | 67.39 | | | 782 |
| 法学教育歴 | 法学教育歴があるか。 大学あるいは大学院で、法学系または政治学系の学部・学科に在籍したことがある場合に1。 | 6.14 | 93.86 | | | 782 |
| カテゴリー変数 | 概要 | 比率 (%) | | | | |
| 職業 | 職業を「専業主婦・主夫」「共働き」「両者以外」の3カテゴリーに分類し直したもの。 回答者自身と配偶者がともにフルタイムの有職者の場合に、「共働き」に分類した。職業の回答が「経営者・役員」「常時雇用されている一般従業者（公務員を含む）」「派遣社員・契約社員・嘱託社員」「自営業主・自由業者」のいずれかであった場合に、フルタイムの有職者とみなした。基準カテゴリーは、「専業主婦・主夫」「共働き」のいずれにも該当しない「両者以外」（例えば、自身のみ有職者の場合）。 | 専業主婦 48.47 | 共働き 10.49 | 両者以外 41.05 | | 782 |
| 居住地 | 居住地を「都市部」「地方」「両者以外」の3カテゴリーに分類し直したもの。 人口密度が1000人／1km ² を超えている7都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県）を「都市部」、人口密度が200人／1km ² を下回っている18道県を「地方」とし、それ以外の都道府県を「両者以外」と分類した。基準カテゴリーは「両者以外」。 | 都市部 53.96 | 地方 17.90 | 両者以外 28.13 | | 782 |

さらに、社会的態度のさらに背後にある基底レベル（木下 2006 参照）からの構造的な分析として、各項目の法定年齢に対する人々の態度は、デモグラフィック属性によってどのような傾向があるのかを解明することを試みる。分析手法としては、Q3の各項目の理想年齢を目的変数とし、法定年齢に対する態度に影響を与えていくような複数の属性を説明変数として同時に投入する重回帰分析をおこなった。説明変数の概要と基本統計量は、表 10 のとおりである。

社会意識論と呼ばれる分野（人々の社会的態度を研究する社会学の一分野）において分析枠組みとして定着している性別、年齢、学歴、職業的地位、経済力（年収）の基本 5 要素（吉川 2014: 44-72 参照）に加えて、婚姻歴、息子・娘の有無、法学教育歴、居住地（都市部か地方か）を説明変数に入れた。なお、職業的地位については、特に理想年齢に影響を与えていそうな、専業主婦・主夫か共働きかという視点に絞って分析をおこなった。

(2) 重回帰分析の結果

表 11 から表 14 は、4 つのカテゴリーごとの重回帰分析の結果を示したものである。なお、以下、各属性が理想年齢を何歳変動させる影響があるかに関する説明は、すべて、他の属性を一定に固定したうえでの（他の属性による影響を排除したうえでの）影響を意味する。

「政治参加に関する年齢」（表 11）のうち被選挙権の理想年齢は、男性と共に働き者で有意に低く、かつその影響も大きかった。女性は男性より理想年齢が約 1.2 ~ 1.4 歳高く、また共働き者は約 1.7 ~ 2.4 歳低かった。一つの推測としては、共働き者のほうが、子育てに割ける時間が少ないため子どもを自立させる志向が強く、より低年齢から一人前の大人として政治参加を認めるべきだと考える傾向があるのかもしれない。また、被選挙権については、回答者の年齢も有意に影響していた。具体的には、回答者の年齢が 1 歳〔10 歳〕高いごとに、（国、市町村ともに）被選挙権の理想年齢が約 0.03 歳〔約 0.3 歳〕高かった。

「結婚・法律行為に関する年齢」（表 12）については、まず、男性結婚（親同意あり）以外の 4 項目において、女性のほうが男性よりも理想年齢が約 0.3 ~ 0.4 歳高かった。次に、職業が、契約以外の 4 項目に幅広く影響していた。専業主婦・主夫の場合は結婚の理想年齢が約 0.3 ~ 0.7 歳低く、また共働き者の場合にも結婚の理想年齢が約 0.4 ~ 0.5 歳低かった。一つの推測としては、共働き者のほうが、子育てに割ける時間が少ないと子どもを自立させる志向が強く、より低年齢から一人前の大人として結婚を認めてよいと考えているのかもしれない。また、逆に、自身が専業主婦・主夫である場合には、他者に養ってもらうようなある種の従属的な関係を念頭におくため、結婚に際して一人前の大人である必要はないとして、理想年齢が低いのかもしれない。なお、親の同意なし結婚については、回答者の年齢も有意に影響しており、年齢が 1 歳〔10 歳〕高いごとに、（男女を問わず）結婚の理想年齢が約 0.01 ~ 0.02 歳〔約 0.1 ~ 0.2 歳〕高かった。

「刑事司法に関する年齢」（表 13）については、モデル(1)のとおり、子どもがいる者

表 11：属性による「政治参加に関する年齢」の理想年齢の違い

| | 選挙権 (国) | 選挙権 (市町村) | 被選挙権 (国) | 被選挙権 (市町村) | 住民投票 |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 性別（女性） | 0.164 (0.168) | 0.230 (0.251) | 1.352*** (0.446) | 1.187*** (0.449) | 0.295 (0.286) |
| 年齢 | 0.00856 (0.00681) | -0.0103 (0.00991) | 0.0323** (0.0159) | 0.0334** (0.0156) | 0.00776 (0.0112) |
| 婚姻歴 | -0.207 (0.256) | -0.0241 (0.389) | -0.103 (0.671) | 0.378 (0.732) | -0.350 (0.435) |
| 息子 | -0.0476 (0.180) | -0.197 (0.266) | 0.605 (0.509) | 0.216 (0.517) | 0.0273 (0.280) |
| 娘 | -0.0543 (0.187) | 0.191 (0.261) | 0.409 (0.520) | -0.169 (0.541) | 0.0854 (0.305) |
| 職業〔ref. 両者以外〕 | | | | | |
| 専業主婦・主夫 | 0.240 (0.242) | 0.265 (0.371) | -0.655 (0.645) | -0.672 (0.674) | 0.155 (0.442) |
| 共働き | 0.127 (0.223) | -0.134 (0.338) | -1.681** (0.711) | -2.374*** (0.669) | -0.170 (0.392) |
| 居住地〔ref. 両者以外〕 | | | | | |
| 都市部 | 0.00825 (0.190) | -0.158 (0.301) | -0.400 (0.489) | -0.440 (0.508) | 0.169 (0.351) |
| 地方 | -0.277 (0.242) | -0.624* (0.348) | -0.853 (0.630) | -0.923 (0.631) | -0.556 (0.364) |
| 学歴（教育年数） | 0.0278 (0.0466) | -0.0165 (0.0652) | 0.0891 (0.105) | 0.00107 (0.109) | 0.0578 (0.0717) |
| 法学教育歴 | -0.00274 (0.460) | 0.0588 (0.563) | 0.839 (0.888) | 0.991 (0.977) | 0.818 (0.756) |
| 世帯年収（百万円） | -0.0224 (0.0279) | -0.0708* (0.0390) | -0.0536 (0.0659) | 0.0375 (0.0699) | -0.0226 (0.0468) |
| 切片 | 18.40*** (0.725) | 20.32*** (1.113) | 22.35*** (1.642) | 22.94*** (1.691) | 18.12*** (1.182) |
| 調整済み決定係数 | -0.009 | -0.001 | 0.028 | 0.024 | -0.003 |
| N | 617 | 617 | 617 | 617 | 617 |

注) 重回帰分析（OLS）の結果。括弧内の数値は頑健（robust）な標準誤差。
***, **, *印はそれぞれ 1%, 5%, 10% 水準で有意であることを示す。

ほど刑事责任年齢・少年法年齢の理想年齢が高く、特に娘の有無による影響が大きかった（刑事责任年齢は娘を持つ者が約 0.8 歳高く、少年法年齢は息子を持つ者が約 0.6 歳、娘を持つ者が約 0.8 歳高かった）。その他には、回答者の年齢が有意だったことを除いて、有意な影響のある属性はなかった。なお、回答者の年齢については、1 歳〔10 歳〕高いごとに、刑事责任は約 0.03 歳〔約 0.3 歳〕、少年法は約 0.02 歳〔約 0.2 歳〕、理想年齢が高かった。

子どもの有無によって理想年齢に違いが生じるのはなぜか。筆者が推測するに、次の 2 つの仮説がありうると思われる。1 つ目は、子どもがいる者ほど、法定年齢の理想年齢を考えるに際して、自分自身の子どものことを最も念頭において考えている可

表 12：属性による「結婚・契約に関する年齢」の理想年齢の違い

| | 男性結婚 親同意あり | 女性結婚 親同意あり | 男性結婚 親同意なし | 女性結婚 親同意なし | 契約 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 性別（女性） | 0.201 (0.136) | 0.290** (0.142) | 0.327* (0.171) | 0.423** (0.173) | 0.439** (0.200) |
| 年齢 | -0.00232 (0.00540) | -0.00120 (0.00536) | -0.0165** (0.00743) | -0.0140* (0.00713) | -0.00594 (0.00760) |
| 婚姻歴 | 0.283 (0.216) | 0.182 (0.221) | 0.375 (0.237) | 0.230 (0.240) | 0.158 (0.293) |
| 息子 | -0.0626 (0.142) | -0.159 (0.143) | 0.175 (0.183) | 0.154 (0.175) | 0.0359 (0.210) |
| 娘 | 0.174 (0.142) | 0.172 (0.149) | 0.154 (0.177) | 0.170 (0.175) | 0.260 (0.221) |
| 職業 [ref. 両者以外] | | | | | |
| 専業主婦・主夫 | -0.458** (0.193) | -0.332* (0.193) | -0.616*** (0.235) | -0.674*** (0.223) | -0.446 (0.284) |
| 共働き | -0.493*** (0.189) | -0.367* (0.203) | -0.524** (0.227) | -0.451* (0.232) | -0.347 (0.314) |
| 居住地 [ref. 両者以外] | | | | | |
| 都市部 | -0.0161 (0.144) | -0.0827 (0.150) | -0.0618 (0.180) | -0.0764 (0.178) | -0.192 (0.210) |
| 地方 | -0.257 (0.169) | -0.271 (0.170) | -0.0120 (0.229) | 0.0236 (0.233) | 0.0669 (0.278) |
| 学歴（教育年数） | 0.0280 (0.0378) | 0.0137 (0.0382) | 0.0246 (0.0413) | 0.0171 (0.0431) | 0.0652 (0.0489) |
| 法学教育歴 | -0.236 (0.220) | -0.0332 (0.209) | 0.147 (0.362) | 0.0984 (0.307) | 0.277 (0.478) |
| 世帯年収（百万円） | 0.0323 (0.0212) | 0.0357 (0.0221) | 0.0210 (0.0269) | 0.0475* (0.0275) | 0.00998 (0.0301) |
| 切片 | 17.39*** (0.565) | 17.33*** (0.568) | 19.25*** (0.625) | 18.96*** (0.668) | 18.44*** (0.759) |
| 調整済み決定係数 | 0.011 | 0.004 | -0.007 | -0.011 | -0.002 |
| N | 617 | 617 | 616 | 617 | 617 |

注) 重回帰分析(OLS)の結果、括弧内の数値は頑健(robust)な標準誤差。
***, **, *印はそれぞれ1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。

能性である（仮説1：親心仮説）。つまり、自分の子どもが刑事罰に科される年齢をなるべく高く保ちたいという親心が、法定年齢の理想年齢に反映されているのかもしれない。2つ目は、子どもがいる者といない者とでは、10代の青少年という年代の成熟度・能力・可塑性に関する認知が異なっている可能性である（仮説2：認知仮説）。すなわち、子どもがいる者の方が10代の青少年の成熟度・能力・可塑性をより正確に認知しており、その認知の違いが、法定年齢の理想年齢に反映されているのかもしれない。

そこで、この2つの仮説を検証するために、モデル(2)では息子・娘の有無に変えて子どもの年齢層を説明変数として投入した。小学生以下の子の有無（有13.68%）、中

表 13：属性による「刑事司法に関する年齢」の理想年齢の違い

| | モデル(1) | | モデル(2) | | |
|-----------------|--------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 刑事责任 | 少年法 | 刑事责任 | 少年法 | |
| 性別（女性） | | -0.209 (0.287) | -0.193 (0.277) | -0.210 (0.286) | -0.205 (0.277) |
| 年齢 | | 0.0329*** (0.0109) | 0.0238** (0.0106) | 0.0338** (0.0138) | 0.0170 (0.0137) |
| 婚姻歴 | | -0.550 (0.415) | -0.544 (0.403) | -0.655 (0.448) | -0.516 (0.437) |
| 息子 | | 0.469 (0.293) | 0.560** (0.279) | | |
| 娘 | | 0.847*** (0.307) | 0.767*** (0.286) | | |
| 小学生以下の子 | | | | 0.787* (0.416) | 0.457 (0.389) |
| 中学生以上19歳以下の子 | | | | 0.933** (0.374) | 0.843** (0.351) |
| 20歳以上の子 | | | | 0.956** (0.412) | 1.125*** (0.401) |
| 職業 [ref. 両者以外] | | | | | |
| 専業主婦・主夫 | | 0.388 (0.370) | 0.328 (0.354) | 0.432 (0.375) | 0.389 (0.356) |
| 共働き | | 0.496 (0.498) | 0.575 (0.464) | 0.526 (0.494) | 0.632 (0.456) |
| 居住地 [ref. 両者以外] | | | | | |
| 都市部 | | 0.257 (0.284) | 0.321 (0.284) | 0.255 (0.281) | 0.330 (0.282) |
| 地方 | | -0.0299 (0.354) | 0.168 (0.346) | -0.00590 (0.355) | 0.217 (0.349) |
| 学歴（教育年数） | | -0.0337 (0.0697) | 0.0129 (0.0637) | -0.0187 (0.0700) | 0.0348 (0.0646) |
| 法学教育歴 | | 0.519 (0.698) | 0.326 (0.656) | 0.507 (0.693) | 0.346 (0.654) |
| 世帯年収（百万円） | | 0.0140 (0.0433) | 0.00374 (0.0409) | 0.00925 (0.0435) | -0.00200 (0.0411) |
| 切片 | | 13.82*** (1.099) | 14.05*** (1.009) | 13.60*** (1.122) | 13.99*** (1.028) |
| 調整済み決定係数 | | 0.039 | 0.027 | 0.038 | 0.027 |
| N | | 610 | 611 | 610 | 611 |

注) 重回帰分析(OLS)の結果、括弧内の数値は頑健(robust)な標準誤差。
***, **, *印はそれぞれ1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。

学生以上19歳以下の子の有無（有9.46%）、20歳以上の子の有無（有28.52%）という各年齢層（複数回答可）をそれぞれダミー変数とした。

もし仮説1（親心仮説）が正しければ、小学生以下または中学生以上19歳以下の子がいる者の理想年齢が高くなる一方で、20歳以上の子がいる者の理想年齢は変わらないはずである。子が20歳以上になってしまえば、自身の子はいずれにしても少

表 14：属性による「歓楽に関する年齢」の理想年齢の違い

| | 飲酒 | 喫煙 | 運転 (バイク) | 運転 (自動車) | 競馬 | パチンコ | ポルノ購入 | 男女交際 | 性風俗労働 (性行為) |
|-----------------|-----------------------|----------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------|---------------------|
| 性別 (女性) | 0.311** (0.153) | 0.403* (0.215) | 0.454*** (0.174) | 0.344** (0.135) | 0.787*** (0.214) | 0.868*** (0.283) | 1.151*** (0.218) | 0.877*** (0.189) | 0.886*** (0.230) |
| 年齢 | -0.0102 (0.00651) | -0.0104 (0.00835) | -0.0148** (0.00492) | -0.00213 (0.00586) | -0.00579 (0.00818) | -0.00394 (0.00986) | 0.0183** (0.00823) | 0.0119 (0.00823) | 0.0125 (0.00919) |
| 婚姻歴 | -0.164 (0.231) | 0.0639 (0.339) | -0.0569 (0.278) | -0.0715 (0.201) | 0.0588 (0.292) | 0.110 (0.358) | -0.00282 (0.332) | -0.270 (0.281) | -0.285 (0.298) |
| 息子 | 0.193 (0.166) | 0.100 (0.240) | 0.269 (0.179) | 0.149 (0.139) | 0.212 (0.236) | 0.279 (0.290) | 0.229 (0.231) | 0.358** (0.177) | 0.0535 (0.224) |
| 娘 | 0.262 (0.168) | 0.143 (0.245) | -0.0368 (0.188) | 0.0599 (0.139) | -0.121 (0.229) | -0.149 (0.275) | -0.131 (0.226) | 0.155 (0.185) | 0.186 (0.212) |
| 職業 (ref. 両者以外) | | | | | | | | | |
| 専業主婦・主夫 | -0.384** (0.195) | -0.341 (0.349) | -0.221 (0.236) | -0.252 (0.174) | -0.383 (0.252) | -0.450 (0.366) | -0.503 (0.308) | -0.318 (0.239) | -0.0721 (0.334) |
| 共働き | -0.219 (0.269) | -0.278 (0.350) | 0.00996 (0.308) | -0.257 (0.181) | 0.160 (0.500) | -0.176 (0.538) | 0.159 (0.354) | -0.0130 (0.290) | -0.240 (0.289) |
| 居住地 [ref. 両者以外] | | | | | | | | | |
| 都市部 | 0.200 (0.162) | 0.338 (0.226) | 0.432** (0.170) | 0.257** (0.130) | 0.260 (0.203) | 0.00300 (0.268) | -0.0995 (0.198) | -0.202 (0.186) | 0.223 (0.210) |
| 地方 | 0.0599 (0.197) | -0.143 (0.247) | 0.0222 (0.195) | 0.0462 (0.137) | 0.542* (0.285) | 0.376 (0.347) | -0.413 (0.286) | -0.248 (0.229) | -0.0151 (0.269) |
| 学歴 (教育年数) | 0.0522 (0.0356) | 0.0398 (0.0550) | 0.130** (0.0528) | 0.0725** (0.0334) | 0.145*** (0.0516) | 0.204*** (0.0764) | 0.113** (0.0501) | 0.0685 (0.0502) | 0.0629 (0.0486) |
| 法学教育歴 | -0.493 (0.326) | -0.540* (0.328) | -0.782*** (0.285) | -0.435** (0.214) | 0.0275 (0.299) | -0.347 (0.346) | 0.334 (0.386) | 0.0858 (0.336) | -0.109 (0.282) |
| 世帯年収 (百万円) | -0.0419** (0.0205) | -0.0261 (0.0349) | 0.000629 (0.0327) | 0.0125 (0.0208) | -0.0196 (0.0347) | -0.0231 (0.0467) | -0.0435 (0.0299) | -0.0257 (0.0295) | -0.0142 (0.0315) |
| 切片 | 19.06*** (0.600) | 19.42*** (0.916) | 15.90*** (0.752) | 16.99*** (0.549) | 17.07*** (0.788) | 16.40*** (1.154) | 15.67*** (0.723) | 16.18*** (0.757) | 17.25*** (0.869) |
| 調整済み決定係数 | 0.013 | -0.000 | 0.034 | 0.012 | 0.026 | 0.017 | 0.050 | 0.032 | 0.021 |
| N | 617 | 607 | 617 | 617 | 612 | 610 | 615 | 615 | 614 |

注) 重回帰分析 (OLS) の結果、括弧内の数値は頑健 (robust) な標準誤差。

***, **, *印はそれぞれ 1%, 5%, 10% 水準で有意であることを示す。

法の対象外となり、自身の子を念頭において親心で回答するとは考えにくいからである。逆に、もし仮説 2 (認知仮説) が正しければ、中学生以上 19 歳以下または 20 歳以上の子がいる者の理想年齢が高くなる一方で、小学生以下の子がいる者の理想年齢は変わらないはずである。自身の子が 10 代の青少年である時期を経験済みの場合のみ、その時期の成熟度・能力・可塑性の実態を認知していると考えられるからである。

モデル(2)の結果、中学生以上 19 歳以下の子がいる者、20 歳以上の子がいる者は、刑事责任年齢・少年法年齢の理想年齢がともに高かった (約 0.8 ~ 1.1 歳)。他方で、小学生以下の子がいる者は、刑事责任年齢の理想年齢が有意に高い傾向はあったが (約 0.8 歳)、少年法年齢には有意に影響していなかった。したがって、この結果からは仮説 2 (認知仮説) が支持されると思われる。子どもを持つ者のほうが刑事责任年齢・少年法年齢の理想年齢が高いのは、単なる親心によるものではなく、10 代の青少年の成熟度・能力・可塑性をより正確に認知しているためだと考えられる。

「歓楽に関する年齢」(表 14) では、複数の項目において、性別・学歴 (教育年数)・法学教育歴が有意に影響していた。具体的には、性別はすべての項目に影響しており、女性は男性よりも理想年齢が約 0.3 ~ 1.2 歳高かった。次に多くの項目に影響するのは学歴であり、運転 (バイク)・運転 (自動車)・競馬・パチンコ・ポルノ購入の 5 項目について、教育年数が 1 年長いごとに、理想年齢が約 0.1 ~ 0.2 歳高かった。他方で、法学教育の経験者は、喫煙・運転 (バイク)・運転 (自動車) について、理想年齢が約 0.4 ~ 0.8 歳低かった。これらの結果を一般化すると、男性、教育年数がより短い者、法学教育の経験のある者は、それぞれ若者の歓楽行為に対する寛容さが全般的に高く、各種項目の理想年齢が低い傾向があると考えられる。

学歴が高い者ほど若者の歓楽行為に対して厳格である (理想年齢が高い) 一方で、法学教育の経験者はより寛容であるという逆の関係があることは興味深い。ありうる一つの推測としては、学歴が高くなるほど歓楽行為に対して厳格な倫理観を持つようになるが¹⁸⁾、法学を学ぶと法と倫理を峻別する考え方を習得するため法規範上の理想年齢が低くなるのかもしれない。

なお、都市部では、運転 (バイク)・運転 (自動車) の理想年齢が約 0.3 ~ 0.4 歳低かった。単に都市部では他の交通手段が発達しており、移動手段としてのバイク・自動車の必要性が低いからだと思われる。また、回答者の年齢が 1 歳〔10 歳〕高いごとに、運転 (バイク) の理想年齢は約 0.01 歳〔約 0.1 歳〕低い一方で、ポルノ購入の理想年齢は約 0.02 歳〔約 0.2 歳〕高かった。

(3) 小 括

カテゴリーを横断した知見としては、各法定年齢について有意な違いを生じさせているのはごく一部の属性にすぎない (主なものとして、被選挙権についての性別・共働き、結婚についての性別・専業主婦・共働き、刑事责任・少年法についての子の有無、歓楽に関する年齢についての性別・都市部・学歴・法学教育歴)。言い換えると、属性による理想年齢の違いは総じて限定的であるといえる。特に、「政治参加に関する年齢」のうち選挙権・住民投票と、「結婚・契約に関する年齢」の各項目では、調整済み決定係数もほぼ 0 であり、属性は理想年齢にほとんど影響していないかった。

5 分析⑤——子どもの属性 (自他性・性別) による影響

(1) 分散分析の結果

最後の分析⑤では、回答者が念頭におく子どもの属性 (自他性・性別) の違いによって、各種行為の受容度合いがどのように変わるかを分析する。Q4 で、子どもの自他性 (自分の子ども、よその家の子どもの 2 水準) と子どもの性別 (2 水準) を要因とし、

表 15：子どもの属性による差異（バージョンごとの基本統計量）

| 【自他性】 【性別】 | 自分の子ども | | よその家の子ども | | 主効果 |
|---------------|--------|-------|----------|---------|------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | |
| | あなたの息子 | あなたの娘 | よその家の男子 | よその家の女子 | |
| N | 196 | 193 | 197 | 196 | |
| 選挙権（国）／16歳 | 平均値 | 2.67 | 2.54 | 2.55 | 2.56 |
| | 標準偏差 | 1.35 | 1.26 | 1.31 | 1.31 |
| 選挙権（国）／18歳 | 平均値 | 3.91 | 3.98 | 3.73 | 3.73 |
| | 標準偏差 | 1.46 | 1.28 | 1.48 | 1.45 |
| 少年法／16歳 | 平均値 | 3.94 | 4.13 | 4.41 | 4.16 |
| | 標準偏差 | 1.51 | 1.47 | 1.44 | 1.47 |
| 少年法／18歳 | 平均値 | 4.55 | 4.65 | 4.86 | 4.78 |
| | 標準偏差 | 1.35 | 1.24 | 1.38 | 1.26 |
| 契約／16歳 | 平均値 | 2.51 | 2.70 | 2.83 | 2.79 |
| | 標準偏差 | 1.44 | 1.54 | 1.50 | 1.49 |
| 契約／18歳 | 平均値 | 3.32 | 3.32 | 3.51 | 3.38 |
| | 標準偏差 | 1.50 | 1.52 | 1.46 | 1.51 |
| 結婚（親同意なし）／16歳 | 平均値 | 2.27 | 2.36 | 2.38 | 2.55 |
| | 標準偏差 | 1.21 | 1.41 | 1.22 | 1.35 |
| 結婚（親同意なし）／18歳 | 平均値 | 3.39 | 3.34 | 3.51 | 3.62 |
| | 標準偏差 | 1.44 | 1.56 | 1.50 | 1.48 |
| 結婚（親同意あり）／16歳 | 平均値 | 2.85 | 3.20 | 3.10 | 3.38 |
| | 標準偏差 | 1.39 | 1.48 | 1.46 | 1.42 |
| 結婚（親同意あり）／18歳 | 平均値 | 3.95 | 4.05 | 4.03 | 4.20 |
| | 標準偏差 | 1.36 | 1.37 | 1.36 | 1.23 |
| 飲酒／16歳 | 平均値 | 2.13 | 2.17 | 2.10 | 2.07 |
| | 標準偏差 | 1.18 | 1.21 | 1.21 | 1.18 |
| 飲酒／18歳 | 平均値 | 2.99 | 3.09 | 3.16 | 2.95 |
| | 標準偏差 | 1.51 | 1.47 | 1.58 | 1.60 |
| ボルノ購入／16歳 | 平均値 | 2.60 | 2.52 | 2.65 | 2.41 |
| | 標準偏差 | 1.25 | 1.33 | 1.40 | 1.37 |
| ボルノ購入／18歳 | 平均値 | 3.61 | 3.25 | 3.60 | 3.30 |
| | 標準偏差 | 1.34 | 1.48 | 1.49 | 1.52 |
| 男女交際（性行為）／16歳 | 平均値 | 2.58 | 2.42 | 2.83 | 2.59 |
| | 標準偏差 | 1.26 | 1.26 | 1.43 | 1.41 |
| 男女交際（性行為）／18歳 | 平均値 | 3.59 | 3.32 | 3.70 | 3.49 |
| | 標準偏差 | 1.38 | 1.41 | 1.41 | 1.47 |

完全無作為 2 要因デザインの実験をおこなった（設計の詳細は、前記 II 2(3)のとおり）。

Q4 の 16 項目（8 項目×2 つの年齢）についてのバージョンごとの基本統計量は、表 15 のとおりである。6 件法による結果であり、数値が大きいほど受容度が高いことを意味する。

2 要因の分散分析をおこなった結果、次の 7 項目において、子どもの自他性の主効果が有意であった。まず、自分の子どもを念頭におく場合のほうが、18 歳での選挙権（国） ($F(1,778) = 4.40, p < 0.05$) がより受容される傾向があった（以下、 F 統計量の自由度の表記は省略）。他方で、16 歳での少年法適用外 ($F=5.55, p < 0.05$)、18 歳での少年法適用外 ($F=5.39, p < 0.05$)、16 歳での契約 ($F=3.57, p < 0.1$)、18 歳での

親同意なし結婚 ($F=3.51, p < 0.1$)、16 歳での親同意あり結婚 ($F=4.38, p < 0.05$)、16 歳での男女交際（性行為） ($F=4.86, p < 0.05$) については、自分の子どもの方が、受容されない傾向があった。したがって、選挙権という親による子どもの統制とは関係が薄いものについては権利を認めたい一方で、刑事罰や結婚等については自分の子どもを保護・統制したいという親心が働くようである。

また、子どもの性別の主効果が有意になったのは、次の 5 項目であった。16 歳での親同意あり結婚は、女子の方が受容される傾向があった ($F=9.42, p < 0.01$)。一方で、16 歳でのボルノ購入 ($F=2.90, p < 0.1$)、18 歳でのボルノ購入 ($F=10.02, p < 0.01$)、16 歳での男女交際（性行為） ($F=4.18, p < 0.05$)、18 歳での男女交際（性行為） ($F=5.50, p < 0.05$) については、男子の方が受容される傾向があった。すなわち、歓楽に関する行為のうち性的項目については男子より女子の自由が受容されない傾向にあり、性別による差別的態度の傾向が存在することが示唆される。なお、この性別による差別的態度の傾向は「あなたの娘」と「よその家の女子」に共通するものであり、自分の娘に対する親心とは異なるものである。

なお、交互作用効果は、16 歳での少年法適用外 ($F=4.35, p < 0.05$) においてのみ有意であった。具体的には、「あなたの息子」と「よその家の男子」の平均値の差が 0.47 ポイントと大きかったのに対して、「あなたの娘」と「よその家の女子」の平均値の差はほとんどなかった (0.03 ポイント)。つまり、親心としては特に息子への刑事罰を避けたい一方で、他人の男子に刑事罰を科すことは受容する傾向があることがわかった。

(2) 回答者の属性（子の有無）による影響との比較

分析④と分析⑤を比較検討すると、回答者の属性（息子・娘の有無）による影響（分析④）は、念頭におく子どもの属性（自他性・性別）による影響（分析⑤）とは大きく異なっていることがわかる。

具体的には、念頭におく子どもの自他性による影響は契約・結婚も含めて幅広い項目に及んでいた（分析⑤）のに対して、回答者の子どもの有無によって影響があった項目は刑事責任・少年法と男女交際（性行為）にとどまっていた（分析④）。また、性別による影響も異なっていた。分析⑤で親心としては特に息子への刑事罰を避けたいとの想いがあったのに対して、分析④ではむしろ娘がいる場合に刑事責任・少年法の理想年齢がより高かった。分析⑤で男女交際（性行為）の自由は男子を念頭におくほうがより受容される傾向があったのに対し、逆に分析④では息子がいる者の方が男女交際（性行為）の理想年齢が高かった。

この分析④と分析⑤の結果の差異は、子どもの有無（回答者の属性）による影響は、単純な親心による影響とは異なるものであることを強く示唆する。したがって、子どもの有無（回答者の属性）によって刑事責任・少年法等の理想年齢に違いが生じる理由について、仮説1（親心仮説）は支持されない。やはり前記4(2)のとおり、仮説2（認知仮説）が正しいと考えられる。

IV ま と め

本研究の目的は、各種法定年齢（ひいては子どもの法的地位）をめぐる人々の法意識の解明に向けた分析枠組みの構築と、個々の法定年齢（特に少年法年齢）の検討に際して参考になる立法事実を解明・提供することの2点にあった。ひとまず最低限の目的は達成できたのではないかと考えている。主な知見をまとめると次のとおりである。

1 分析枠組み（構造モデル）の構築

本研究では、まず、各種の法定年齢を人々の法意識の観点から「政治参加に関する年齢」「結婚・契約に関する年齢」「刑事司法に関する年齢」「歓楽に関する年齢」という4つのカテゴリーに分類できることを明らかにした（分析②）。そのうえで、その法意識の背後には、3種類の社会的態度があるという構造モデルを構築した（前掲図1）。すなわち、法定年齢（子どもの法的地位）をめぐる法意識は、当該法規範の対象事項に関する態度と子どもに関する態度の双方の社会的態度が規定要因になっており、さらにより抽象的な他の一般的な社会的態度にも影響されることを明らかにした（分析③）。

2 少年法年齢についての立法事実

次に、少年法年齢については、全体傾向として理想年齢の中央値が16歳（未満）であった（分析①）。現在、少年法年齢について20歳から18歳への引下げが争点になっているところ、人々の法意識の全体傾向としては、むしろ18歳よりもっと低い年齢が理想だと考えられていることが明らかになった。しかし、その背後にある社会的態度や属性まで分析すると、低い少年法年齢を志向する人々の法意識を法制度にそのまま反映させることには規範的問題があることも明らかになった。すなわち、低年齢志向の法意識の背後には、誤解・無知にも基づく犯罪に関する厳しい態度があり、また子ども嫌いの感情なども存在する（分析③）。さらに、自身に子がない者の方が少年法の理想年齢が低いが、これは子どもの成熟度・能力・可塑性の認知が欠如しているためだと考えられる（分析④⑤）。

3 本研究の限界と今後の課題

もっとも、本研究はまだ探索的な段階であり、いくつかの限界がある。

第一に、本研究では、調査法としてオンライン（モニター）方式を採用した。同方式による場合は、従来型の無作為抽出による郵送方式や訪問面接・留置方式と比べると、「批判的」「否定的」な意識の回答傾向が高いことが指摘されている（石田他2009参照）。したがって、従来型で調査を実施する場合には、回答者の理想年齢が多少異なるかもしれない（例えば、少年法の理想年齢が多少高くなるかもしれない）。ただし、調査法の優劣の評価は定まっていない¹⁹⁾。

第二に、本研究では、法意識の規定要因の構造的な分析については、その中核部分である社会的態度と属性に焦点を絞って分析をおこなった。限られた研究予算を考慮して、現実的に可能な範囲での質問票調査を実施したためである。そのため、他の変数、例えば、マスメディアなどの外在変数や各項目の現行の法定年齢に関する知識（法知識）とその影響などについては、分析の射程外とせざるを得なかった。

第三に、本研究では、法定年齢（子どもの法的地位）をめぐる法意識は3種類の社会的態度によって規定されていること、そして法定年齢の項目によっては一部の属性にも影響されることを示した。しかし、より厳密に構造モデルを立てるならば、「属性」（基底レベル）→「3種類の社会的態度」（態度レベル）→「各種法定年齢（子どもの法的地位）をめぐる法意識」という2段階構造になっているはずである（木下2006参照）。筆者も、共分散構造分析（SEM）の手法を用いて2段階構造を実証することも一応試みたが、十分に適合性のあるモデルを検出することができなかった。属性による影響はそもそも限定的だったこと（分析④参照）が一因であろう。また、一つ一つの社会的態度の測定の厳密性が低いこと（前記II 2(4)参照）も一因かもしれない²⁰⁾。

今後は、本研究で構築した分析枠組み（構造モデル）をもとに、個別のカテゴリーごとあるいは項目ごとに法定年齢に対する態度の規定要因のさらに包括的で詳細な説明を進めていくことが望ましい。また、子どもの法的地位を体系的に検討するためには、4つのカテゴリーの背後にある各因子の解釈・概念化や、因子間の相互関係の構造などをさらに探求することも重要だと思われる。関連して、異なるカテゴリー内の項目の理想年齢を横断的に比較していくことも重要であろう。例えば、少年法年齢を高くする一方で選挙権年齢を低くすることを志向する者（子ども優遇型）、少年法年齢を低くする一方で選挙権年齢を高くすることを志向する者（子ども蔑視型）のように人々の法意識タイプを体系的に分類し、その背後にある規定要因が解明できれば興味深い。これらについては、今後の課題としたい。

[資料] 本研究の調査で実際に用いた質問票は、紙幅の関係で本稿には収録できなかったが、筆者のウェブサイト (<http://researchmap.jp/hrs/>) にてご覧いただける（もし URL がリンク切れになっている場合には、検索エンジンで最新の筆者のウェブサイトを検索されたい）。

[謝辞] 本研究については、太田勝造氏と佐藤みなと氏から多くの助言をいただいた。2017 年度日本法社会学会学術大会での研究報告の際には、7 名の方からいざれも有益なコメントをいただいた。また査読段階において、2 名の匿名査読者の方から丁寧なコメントをいただいた。感謝申し上げる。

[付記] 本稿は、科研費（研究活動スタート支援）「子どもの法的地位をめぐる現代日本人の法意識」（課題番号 16H06699）の研究成果の一部である。

- 1) なお、伝統的に法社会学においては、川島（1967）に端を発して、主に西洋近代法の日本社会への受容という観点から、日本人の「独自性」の有無に焦点を当てた法意識研究（契約や裁判制度に対する態度など）がおこなわれてきた。しかし、日本人の「独自性」の有無を取り上げることは研究の一つの切り口としては興味深いものであるが、それのみに焦点を当てる必然性はない。
- 2) 法創造・法修正は本質的に事実と証拠に基づいてなされるべきであり、「立法事実アプローチ」や「evidence-based law」と呼ばれる（太田 2015）。
- 3) 新聞社の世論調査については、聞蔵 II ビジュアル（朝日新聞）、日経テレコン 21（日本経済新聞）、毎策（毎日新聞）、ヨミダス歴史館（読売新聞）の各データベースによる検索が可能な大手 4 社のもののみを取り上げた。なお、新聞社による調査はいざれも一般人を対象としており、購読者層の違いに起因するサンプリングの偏りはない。また、滋賀県選挙管理委員会の意識調査（高校生対象）については、2014 年調査と 2015 年調査にも 18 歳選挙権の賛否の質問が含まれているが、表 1 には最新の 2016 年調査（調査⑤）の結果のみを含めた。
- 4) 具体的な質問の仕方のほか、調査ごとに調査時期や調査対象者が異なる。調査方式も、郵送方式、オンライン（モニター）方式、RDD 方式、集合方式など、調査によって異なる。
- 5) サンプル全体の集計結果にとどまらず、性別、年代や地域によって回答傾向が違う可能性を示唆するものは存在する。例えば、成年年齢の引下げについては、女性の賛成割合が低めであることを指摘する調査が複数ある（調査⑯⑰⑱⑲⑳）。
- 6) 同調査パネルの登録モニター総数は 100 万人以上、最大回収件数は 30 万人以上のことである（2015 年 2 月現在）。
- 7) それでも現行年齢の知識による多少の影響は否定できないかもしれない。もっとも、分析②（後記Ⅲ 2）の因子分析で各種法定年齢が後記 4 カテゴリーに分類されたことからすれば、既存の知識による影響はさほど強いものではなかったと考えられる（もし理想年齢が既存の知識によって強く規定されるならば、単純に現行の法定年齢が共通因子となり、現行の法定年齢が同じもの同士が同じカテゴリに分類されるはずだからである）。
- 8) 心理学の慣行とは異なるが、決して「誤った」手法ではなく、変数の測定の厳密性の程度問題である。法社会学において、人々の心理を探求する主な目的は、法の下における人々の行動や法意識の背後にある心理的な規定要因の概況を把握することで、法政策提言等に活用したいという

点にある。したがって、ある特定の心理を厳密に測定すること自体を目的とする心理学とは、学問的目的が異なる。そのため、法社会学で心理学的手法を用いる場合であっても、その目的を考慮して、測定の厳密性のレベルの慣行を心理学よりも適宜緩めることが現実的・合理的である。なお、心理尺度のうち 2 項目のみを抜粋して使用した法社会学の研究の先例として、太田（2009）。

- 9) 除外数について、輸血年齢で 0 歳との回答が 58 件もあったが、これは質問文で意図していた（未熟で不安定な）子ども本人の希望を尊重すべき年齢を何歳に設定すべきかという問題意識を度外視して、単に子どもの生命と親の信教の自由の重要性が衡量されてしまったためかもしれない。また、養親年齢で 0 歳との回答が 7 件あったが、これは養子になる子どもの年齢のことと勘違いされたためかもしれない。
- 10) Q3 の回答フォームで入力可能な数値は 0 から 100 までに設定したが、入力上限値は回答者は事前に知らせなかった（100 を超える数値が入力された場合にのみ、エラーが表示される仕様）。なお、法定年齢以外の信念を持つ者がいるであろうことを事前に想定して、質問文では「年齢によって区別するべきではないとお考えの場合や、何歳であっても許すべきではないとお考えの場合であっても、もし年齢による基準を設けるとしたら、何歳にするのがもっともよいかをお答えください。」との注記を付し、なるべく法定年齢という枠組みの中で回答するように指示はした。
- 11) なお、約 7 割の回答者において、刑事責任年齢と少年法年齢の理想年齢が一致していた。これらの回答者は、現行制度のような保護処分と刑事罰が選択的に適用される期間を設げずに、「一定年齢までは保護処分のみ」「一定年齢以上は刑事罰のみ」という画一的な制度を理想としているのだろうと解釈できる。
- 12) もし固有値 1 を基準に因子数選定をおこなうならば因子数は 5 であった。しかし、別途最尤法での分析をしたところ、因子数 5 の場合には Heywood ケース（因子数が多すぎることを示唆）が報告されたため、因子数は 4 とした。なお、因子数 4 で最尤法による場合の因子構造は、「選挙権（国）」と「選挙権（市町村）」について因子 3 の因子負荷量が 0.4 を下回った点を除いては、主因子法の場合（表 4）と同様であった。また、主因子法で因子数を 5 とする場合には、主に表 4 中の「因子 2」が 2 つの因子に分かれた。具体的には、親の同意ありの結婚 2 項目とその他 3 項目とが異なる因子に規定される構造であった。
- 13) 例えば、「政治参加に関する年齢」カテゴリーの理想年齢のうち、「選挙権（国）」の中央値は 18 だが「被選挙権（国）」は 25 である（表 2）。背後に共通する潜在変数があつても、理想年齢の数値が一致するわけではない。
- 14) 犯罪合成尺度と差別合成尺度以外の項目は、基本的に 2 つの類似項目（政治的有効性などの「A」「B」11 対と飲酒①②・喫煙①②）を対にする形で質問を構成した。もし相関が強く出た場合には、2 つの項目（1 対）を合成尺度にして用いることを予定していた。結果として、相関が強い対はなかったため、1 つの項目をそのまま 1 つの説明変数として用いた。最も相関係数が高かった喫煙①②でも 0.551 にとどまった。それ以外の対の相関係数はいざれも 0.3 を下回った。
- 15) 4 カテゴリーいずれの重回帰分析においても、各説明変数の VIF は 2 を下回り、多重共線性の特段の問題はない。
- 16) 例外的に「政治参加に関する年齢」では、法規範の対象事項に関する態度で有意に影響するものを発見できなかったが、本研究で検証したのは政治的有効性感覚に関する 2 項目にすぎない。政治参加に関する別の態度が理想年齢に影響している可能性は十分にある。

- 17) 差別合成尺度と子ども①との相関係数は0.001、子ども②との相関係数は0.176。
- 18) もっとも、学歴については逆の因果関係があるかもしれない。すなわち、歓楽行為に寛容で自制心が低い者ほど、教育システムからの脱落率が高く、結果として学歴が低いのかもしれない。
- 19) 近年、従来型の調査法での回収率は全般的に低下傾向にあり、「配布段階」で無作為抽出をしたとしても、「回収段階」のサンプルの代表性には課題がある。無作為抽出ではないものの、100万人以上という大規模な登録モニター（前掲注6）参照）の中から、全国民の性別及び年代と同じ比率で「回収段階」のサンプルを層化抽出できる点において、オンライン方式のほうがむしろ代表性に優れている側面もある。また、回答傾向の差異を本格的に研究した石田他（2009）は約10年前の時点のものである。携帯電話等からのインターネット利用がより普及した現在においては、回答者の偏りはより小さくなっている可能性もある。
- 20) なお、各種社会的態度による重回帰分析では、刑事責任・少年法と性が関連する年齢（ポルノ購入など3項目）を除き、調整済み決定係数はいずれも0.1未満であった（前記Ⅲ3(3)参照）。多種多様な要素によって規定される人々の心理的傾向（理想年齢）を目的変数とする以上、特に不自然に低い数値ではないが、まだまだ未知の規定要因があるのかもしれない。

〔文 献〕

- 天池恭子（2015）「選挙権年齢の18歳以上への引下げ：公職選挙法等の一部を改正する法律の成立」
立法と調査369号3-15頁。
- ベネッセ教育総合研究所（2009）「学校教育に対する保護者の意識調査（2008）報告書」(<http://berd.benesse.jp/shotouchutou/research/detail1.php?id=3270>) 2017/7/1 アクセス。
- （2013）「学校教育に対する保護者の意識調査（2012）報告書」(<http://berd.benesse.jp/shotouchutou/research/detail1.php?id=3267>) 2017/7/1 アクセス。
- 福井県選挙管理委員会（2017）「平成28年度18歳選挙権に関する意識調査」(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/senkan/sikumi/28isikityousa.html>) 2017/7/1 アクセス。
- 原田唯司（2002）「大学生の政治不信：政治的関心、政治的知識および政治的有効性感覚との関連」
静岡大学教育学部研究報告（人文・社会科学篇）52号217-228頁。
- 東正訓（1990）「現代大学生の社会的態度構造に関する研究」社会心理学研究5巻1号1-11頁。
- 池田謙一・唐沢穰・工藤恵理子・村本由紀子（2010）『社会心理学』有斐閣、139-140頁。
- 石田浩・佐藤香・佐藤博樹・豊田義博・萩原牧子・萩原雅之・本多則恵・前田幸男・三輪哲（2009）
「信頼できるインターネット調査法の確立に向けて」SSJ Data Archive Research Paper Series
No.42。
- 板山昂（2012）「刑罰に対する考え方が量刑判断に及ぼす影響：厳罰志向性尺度の作成と検討」日本心理学会第76回大会発表論文集482頁。
- 金沢市選挙管理委員会・金沢大学人間社会学域法学類投票行動論研究室（2013）「政治・選挙に関するアンケート調査報告書」
(<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/data/open/cnt/3/13120/1/H24anketo.pdf>) 2017/7/1 アクセス。
- 神原文子（2012）「大阪人権意識」大阪府編『人権問題に関する府民意識調査報告書（分析編）』1-76頁。
- 河合幹雄（2004）『安全神話崩壊のパラドックス：治安の法社会学』岩波書店。

- 川島武宜（1967）『日本人の法意識』岩波書店。
- 木下麻奈子（2006）「法心理学からみた＜法意識＞」和田仁孝編『法社会学』法律文化社、81-103頁。
- 松村良之（2009）「人々の契約意識」太田勝造／ダニエル・H・フット／濱野亮／村山真維編『法社会学の新世代』有斐閣、282-304頁。
- 松村良之・藤本亮・木下麻奈子・山田裕子・藤田政博・小林知博（2006）「現代日本人の法意識の全体像：2005年調査結果の概要」北大法学論集57巻3号1476-1401頁。
- 宮下茂（2009）「選挙権年齢及び民法の成年年齢等の引下げ問題：国民投票の投票権年齢を18歳以上とすることに伴う引下げ」立法と調査294号60-82頁。
- 宮崎県選挙管理委員会（2015）「もうすぐ有権者！高校生3万人アンケート（回答集計結果）」
(https://www.pref.miyazaki.lg.jp/senkyo/kense/senkyo/documents/20451_20151222155113-1.pdf) 2017/7/1 アクセス。
- 村上宣寛（2006）『心理尺度のつくり方』北大路書房。
- 内閣府（2008）「民法の成年年齢に関する世論調査（平成20年7月調査）」
(<http://survey.gov-online.go.jp/h20/h20-minpou/index.html>) 2017/7/1 アクセス。
- （2013）「民法の成年年齢に関する世論調査（平成25年10月調査）」
(<http://survey.gov-online.go.jp/h25/h25-minpou/index.html>) 2017/7/1 アクセス。
- 日本文化会議編（1973）『日本人の法意識：調査分析』至誠堂。
- 日本家族社会学会（2009）「家族についての全国調査（第3回全国家族調査、NFRJ08）」。
- 太田勝造（2009）「民事紛争における交渉パフォーマンスとパースナリティ特性」太田勝造／ダニエル・H・フット／濱野亮／村山真維編『法社会学の新世代』有斐閣、305-345頁。
- （2015）「法を創る力としての国民的基盤：震災報道と原子力賠償を例として」大村敦志編『岩波講座・現代法の動態5：法の変動の担い手』岩波書店、65-99頁。
- 埼玉大学社会調査研究センター（2016）「政治に関する意識調査」政策と調査11号84-95頁。
- （2017a）「高校生の選挙・政治に関する意識調査」政策と調査12号29-32頁。
- （2017b）「中学生の選挙・政治に関する意識調査」政策と調査12号33-36頁。
- さいたま市選挙管理委員会（2016）「平成27年度高校生の政治・選挙に関する意識調査（報告書）」
(http://www.city.saitama.jp/006/009/011/p046679_d/fil/H27_koukouhouoku.pdf) 2017/7/1 アクセス。
- 滋賀県（2016）「平成28年度選挙に関するアンケート（高校2年生対象）結果報告書」(http://www.pref.shiga.lg.jp/senkyo/koukousei_anke/h28koukousei_anke.html) 2017/7/1 アクセス。
- 杉浦仁美・坂田桐子・清水裕士（2014）「集団と個人の地位が社会的支配志向性に及ぼす影響」社会心理学研究30巻2号75-85頁。
- 鈴木淳子（1994）「平等主義的性役割態度スケール短縮版（SESRA-S）の作成」心理学研究61巻1号34-41頁。
- 和田実（1996）「青年の同性愛に対する態度：性および性役割同一性による差異」社会心理学研究12巻1号9-19頁。
- 和田実・西田智男（1992）「性に対する態度および性行動の規定因」社会心理学研究7巻1号54-68頁。

山口勸・岡隆・丸岡吉人・渡辺聰・渡辺久哲（1988）「合意性の推測に関する研究(1)：集団主義的

傾向との関連について」日本社会心理学会第29回大会発表論文集 176-177頁.

吉川徹（2014）『現代日本の「社会の心」：計量社会意識論』有斐閣.

〔判 例〕

東京高等裁判所平成 28（2016）年 6 月 22 日決定・家庭の法と裁判 10 号 106 頁.

（さいとう・ひろはる 東京大学助教）